

京都の文化財

第十九集

京都府教育委員会

序

昭和五十七年四月に京都府文化財保護条例が施行されて以来、府内各地の身近な文化財に対する新たな関心がはぐくまれてきました。こうした文化財は、京都が日本の歴史の中で果たしてきた役割と京都ならではの歴史や文化の特色を理解するとともに、新しい京都の文化を創造していく上で大変重要な意味を持っています。これらの文化財を守り、後世に伝えていくことは、私たち京都府民の責務であるとともに、これらを新しい文化の創造と発展のための礎として有効に活用していくことが、ますます大切になってきています。

京都府教育委員会では、条例に基づく第十九回目の指定・登録・決定・選定を行い、平成十三年三月二十三日付で告示しました。今回の指定等は十六件で、これまでの合計は六一一件となりました。このうち、二十七件が国の重要文化財に指定されるなどし、現在の指定等の実数は五八四件となっています。

この『京都の文化財』第十九集は、今回指定等を行った文化財を紹介したものです。刊行に当たり文化財所有者及び、関係機関各位に多大な御協力をいただいたことに感謝申し上げますとともに、本冊子が、府内の数多くの文化財の保護と活用に役立てば幸いです。

平成十三年十一月

京都府教育委員会

教育長 武田

暹

凡例

- 一、本図録は第十九回京都府指定・登録文化財及び文化財環境保全地区を収める。
- 二、掲載の順序は、建造物をはじめ種別ごととし、各種別内においては指定・登録の順とした。
- 三、本文の掲載は原則として次のとおりとした。

名称	員数	指定・登録の別	所在地の住所	所有者	法量・構造形式等
時代	解説				
- 四、本文は文化財保護課員が執筆、編集した。なお、各文末に執筆者名を記した。

目次

序 凡 例

有形文化財

建造物

泉涌寺

京都市 1

舍利殿 浴室 泉涌水屋形 御座所

鎮守社本殿 鎮守社拜殿

春光院

京都市 4

本堂 庫裏 座敷 書院 表門

桂貯水池堰堤

舞鶴市 7

春光寺本堂

南山城村 9

美術工芸品

絵画

絹本着色両界曼荼羅図

南山城村 (真輪院) 11

絹本着色興教大師像

京都市 (智積院) 13

彫刻

木造阿弥陀如来立像

城陽市 (極楽寺) 15

工芸品

石燈籠

弥栄町 (溝谷神社) 18

古文書

一休宗純関係資料

京田辺市 (酬恩庵) 20

三上家文書

宮津市 (三上誠一) 22

考古資料

奈良岡北一号墳出土品

弥栄町 24

考古資料

京都府行政文書

京都市 26

〔追加指定〕

調子家文書

長岡京市 (調子武俊) 28

無形文化財

民俗芸能

小畑万歳

和知町 29

史跡名勝天然記念物

史跡

遠慮遺跡製鉄工房跡

弥栄町 31

文化財環境保全地区

楊谷寺文化財環境保全地区

長岡京市 36

選定保存技術

選定

雅楽管楽器製作修理

..... 35

文化財紹介シリーズ③「無形民俗文化財編」

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

..... 37

京都府指定・登録等文化財・文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

..... 46

建造物

せんりゅうじ
泉涌寺

六棟（指定）

京都市東山区泉涌寺山内町
宗教法人 泉涌寺

舍利殿 （一棟）桁行五間、梁行四間、一重もこし付、入母屋造、本瓦葺

浴室 （一棟）桁行東面三間、西面四間、梁行五間、一重、切妻造、妻入、本瓦葺

泉涌水屋形（一棟）桁行二間、梁行正面一間、背面二間、一重、入母屋造、妻入、正面軒唐破風付、こけら葺

御座所 （一棟）桁行南面一六・八メートル、北面一七・八メートル、梁行東面一一・八メートル、西面九・九メートル、一重、入母屋造、棧瓦葺

鎮守社本殿（一棟）一間社流造、銅板葺

鎮守社拝殿（一棟）桁行一間、梁行一間、一重、入母屋造、妻入、こけら葺

建立年代 舍利殿 正保四年（一六四七）「天井画墨書」、
寛文八年改造（一六六八）

浴室 元禄年間（一六八八）一七〇四、明治三十一年移築

泉涌水屋形 寛文七年（一六六七）「泉涌寺再興日次記」

御座所 文化十五年（一八一八）、明治十七年移築

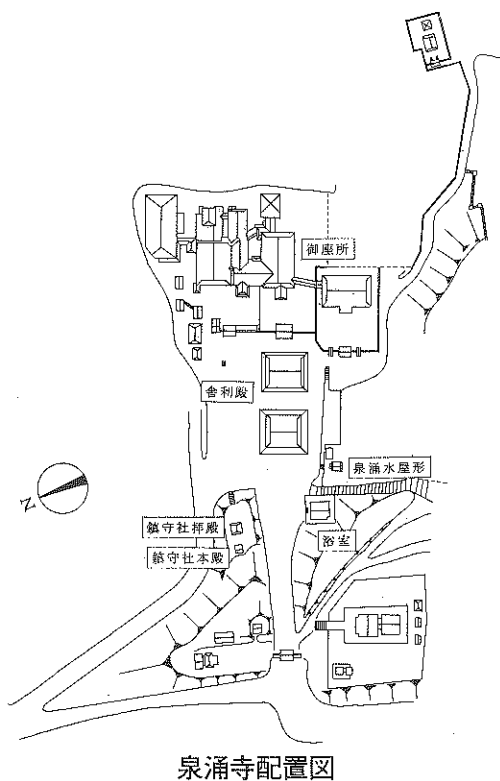
鎮守社本殿 寛文八年（一六六八）「泉涌寺再興日次記」明治三十一年移築

鎮守社拝殿 寛文八年（一六六八）「泉涌寺再興日次記」

明治三十一年移築

泉涌寺は、京都市東山区に所在する真言宗泉涌寺派の本山で、東山三十六峰の一つである月輪山の山麓に西面して伽藍を開く。創建は、俊苒律師が建保六年（一二一八）に宇都宮信房（法名道賢）から施入された仙遊寺を泉涌寺と改めたことに始まる。俊苒は宋風の規則を重んじ、戒律を守るためには規範に則った伽藍建立が必要であると説き、「造泉涌寺勸進疏」（国宝）を草して寺院建立の資金を広く一般に求め、一大伽藍建立に尽力した。以後泉涌寺は、律宗を宣揚しながらも他宗兼学の道場として栄えた。

仁治三年（一二四二）、四条天皇が崩御し当寺に葬られ、その後も歴代天皇の多くが御廟を構えたことから、「御寺」と尊称され、皇室ゆかりの寺として整備された。しかし、応仁・文明の乱により炎上し、多くの建築が焼失した。その後しばらく衰退した時期が続いたが、桃山時代になると、織田信長や豊臣秀吉等から寺領の寄進を受け、復興されることとなる。慶長十五年（一六一〇）には後陽成天皇から伽藍修造の綸旨を賜り、翌年には御所の紫宸殿が寄進された。さらに寛永十九年（一六四二）には明正天皇から御殿の寄進があるなど、伽藍

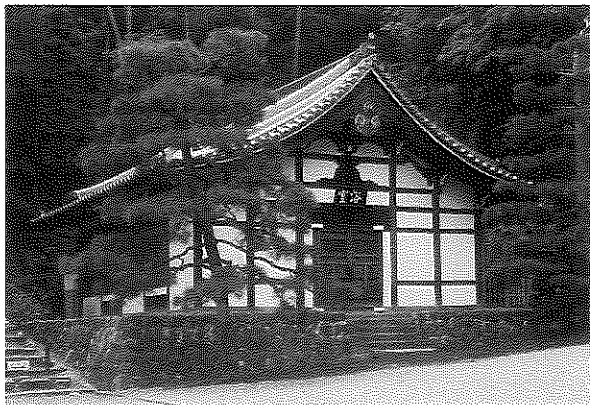


の再興が進んでいった。そして寛文四年（一六六四）から九年にかけて仏殿の再建を中心に伽藍全体の修造が行われ、一大伽藍が整った。その後も元禄十五年（一七〇二）、寛政元年（一七八九）に修理が行われ、寺観を維持したが、天保十二年（一八四一）に火災に遭い、仏殿や舍利殿等の建物を残し烏有に帰した。再建は同一五年から着手され、翌年には再び旧基の体を取り戻した。しかし、明治十五年（一八八二）再び本坊が焼失した。この復旧には、御所の建物を移築するなど天皇家の協力も得て、同十七年には完成した。現在残っている建物の内、慶長年間建立の大門、寛文年間建立の仏殿及び開山堂と、鎌倉時代建立の開山塔、室町時代建立の無縫塔二基が国の重要文化財に指定されている。

舍利殿は、仏殿の後方にあり、桁行五間、梁行四間の身舎に一間のものをこしを附した形式で、周囲に縁を廻らす。堂内部は、床を拭板敷とし、身舎背面を板壁、その前の一面を区切つて舍利庫とし、他はすべて開放とする。舍利庫の内部は須彌壇を設け、壇上には舍利及び仏牙を納入した舍利塔を建てる。さらに舍利庫の外側には裸柱を建て、柱上部に菱欄間を嵌め荘厳を図る。天井は鏡天井で蟠龍が描かれ、隅部には正保四年狩野法橋山雪の銘が書かれている。この建物は、寛永十九年（一六四二）に御所の建物を移築したと伝えられていたが、畿内・近江六カ国の大工頭を勤めた中井家の文書（長香寺寄託分）に二階御文庫を移したとの記述があること、もこし柱に多量の貫跡等の痕跡があることよりそれを裏付けることができた。さらに寛文年間には仏殿再建に伴い曳屋され、内陣部に改造が加えられ、ほぼ現在の形式になった。その後、元禄、寛政、明治期にも修理が行われている。全体的には、江戸時代中期以降の改造も見られるが十七世紀の形態を良く残した大規模建造物として貴重な遺構である。

浴室は、寺蔵の元禄期の絵図に現存の建物が画かれていることより、寛文から元禄の間に建て替えられたと考えられる。さらに明治年間に境内参道等の整備により現在地に移された。内部は近年使用されておらず改造もあるが、正面の意匠や柱等は建立時のものを残しており、平面も前述の絵図により判明することより、江戸時代中期の浴室を知る上で重要な遺構である。

泉涌水屋形は、寛文年間に建立されたものである。当寺の名前の由来となる



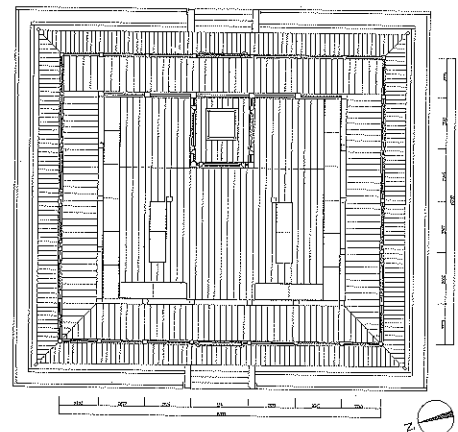
泉涌寺浴室



泉涌寺舍利殿



泉涌寺泉涌水屋形



泉涌寺舍利殿平面図

重要な湧水の覆堂であるため、正面の棧唐戸や上部欄間、さらに屋根には軒唐破風を付けるなど、本格的な造りとなっている。なお、現在屋根はこけら葺であるが、先出の元禄絵図より、元は檜皮葺であったことがわかる。

御座所は、本坊の南寄りに建つ。内部を六つの部屋に分け、各間仕切及び東面を除く周囲を襖で仕切る。南東隅の部屋は床を一段上げ、東面には床を設けている。南・東・北の三方には幅一間の畳敷廊下を廻し、さらにその外に縁を付ける。畳敷廊下と縁境には障子及び板戸を嵌める。また建物の西方には皇室等を迎えるための車寄せが取り付いている。当建物を含め現在ある本坊の諸建物は、明治十五年の火災後再建されたものである。寺蔵の記録によると、寛政度の御里御殿の古材を使用しており、中でもこの建物は御殿をそのまま移したことがわかる唯一の建物である。御里御殿は、寛政度以降再建されておらず、その形態を知る上でも貴重な建物である。

鎮守社は、仏殿の北西のやや高台に東面して建つ。元禄期の絵図によれば、もとは南面していたが、明治年間の参道整備により拝殿の西方に移転され、東向きに変えたことがわかる。本殿は、一間社流造で、屋根は近年の修理により、こけら葺から銅板葺に改められている。しかし元禄期の絵図より、当初の屋根は檜皮葺であったと思われる。小規模ではあるが、幕府直轄の普請にふさわしい正統的な造りで、身舎部の絵様等が時代的にやや遡るように見受けられるものの、総体的には「日次記」にみられる寛文期の建立と考えられる。拝殿は方一間で、周囲はすべて開放となっている。屋根は入母屋造でこけら葺となるが、寺蔵の絵図より元木賊葺であったことがわかる。現在、東西に妻を見せる形態で建てられているが、寛文期の絵図には南北に棟を通す妻入建物として描かれており、明治期の本殿移築に伴い拝殿も九〇度回転したと推定できる。柱材などに四方柱の良材を用いており、寛文再興時の一連の建物と考えられる。

このように、泉涌寺には近世前期から後期にかけての多様な建造物が多数残されている。それは、当寺が皇室と関係が深いため、普請工事を幕府や宮内省等が直轄して行ったことによる。当時の建築技術水準を知る上で貴重な建物群である。

(平井 俊行)



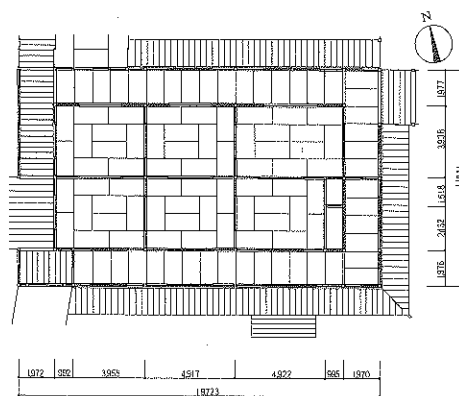
泉涌寺鎮守社本殿



泉涌寺御座所



泉涌寺鎮守社拝殿



泉涌寺御座所平面図

しゅんこういん
春光院

五棟（指定）

京都市右京区花園妙心寺町
宗教法人 春光院

建立年代 本堂 文政元年（二八一八）「棟札」

庫裏 文政元年（二八一八）「棟札」

座敷 江戸時代末期

書院 江戸時代中期、正徳二年（二七二二）移築

表門 文政年間（二八一八〜一八三〇）

本堂 （二棟）桁行二一・二メートル、梁行一四・〇メートル、一重、

入母屋造、棧瓦葺

附 大玄関 一棟

桁行二間、梁行一間、一重、前後唐破風造、棧瓦葺

棟札 一枚

修復上棟維時文政紀元歳次戊寅十二月廿四日の記がある

祈禱札 一枚

文政元年十月吉祥日の記がある

庫裏

（二棟）桁行一二・四メートル、梁行一三・九メートル、一重、切妻造、妻入、本瓦葺、東面突出部 桁行三・七メートル、

梁行三・三メートル、切妻造、南面本堂間廊下棟・小玄関及び渡廊

下附属、棧瓦葺

附 棟札 一枚

修復上棟干時文政元年戊寅歳十二月念四日の記がある

祈禱札 一枚

文化十四年六月吉祥日の記がある

座敷

（二棟）桁行南面六・八メートル、北面七・九メートル、梁行一一・〇メートル、西面入母屋造、東面庫裏に接続、棧瓦葺

書院

（二棟）桁行一〇・〇メートル、梁行八・九メートル、西面入母屋造、東面座敷に接続、南面本堂間渡廊下附属、棧瓦葺

表門

（二棟）一間薬医門、切妻造、本瓦葺、潜付祈禱札 一枚

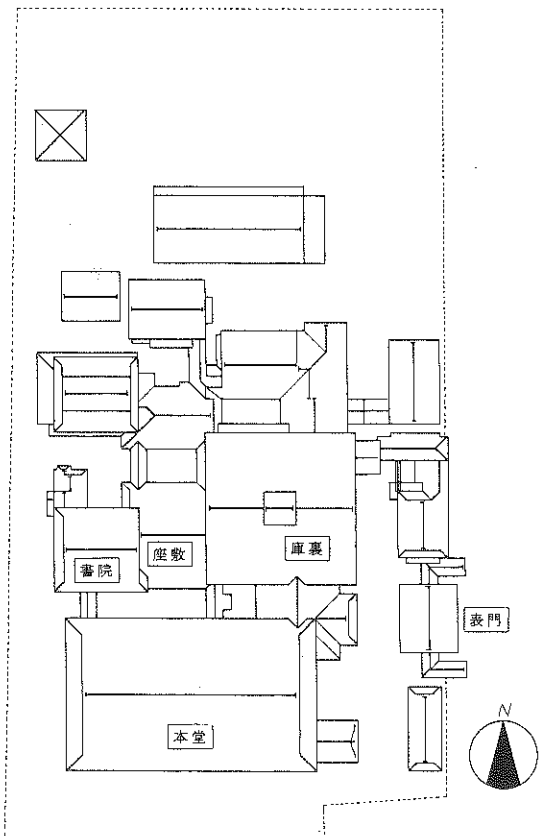
文政三年霜月吉祥日の記がある

春光院は、臨済宗妙心寺の山内塔頭寺院で、龍泉派下栢庭派に属する。本山伽藍庫裏の北西、霊雲院の北に位置する。

境内は周囲を築地塀で囲み、東側の築地の南寄りに表門を構える。正面左手に本堂が南面し、その北側には庫裏が東面し、庫裏の西側に座敷が接して建つ。さらに座敷の西側に書院が接して建つ。

当院は、天正十八年（二五九〇）の創建である。開基は豊臣秀吉の武将であった堀尾山城守吉晴で、十六歳で小田原の陣中に病没した長子堀尾金助の菩提を弔うため建立したものと伝えられる。開祖は景玕碧潭である。

春光院は当初俊嚴院と称した。寛永十年（二六三三）に堀尾氏が三代忠晴で



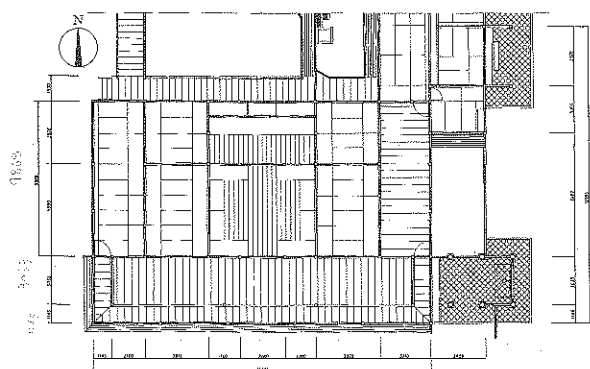
春光院配置図

断絶すると、忠晴の息女が石川主殿頭兼勝に嫁いでいたことから、石川家が檀越となり春光院と改めた。兼勝の子憲之は寛文九年（一六六九）に淀六万石の城主となり、当院六世元岩座元に帰依し寺領三〇石を寄進している。当院七世瑞宗の時、石川憲之から淀城中の閑居の寝堂を譲り受けたが、建立を果たさないうままに寂し、八世鑑道文器の代の正徳二年（一七一二）に落成する。この寝堂が現在の書院である。その後、寛政六年（一七九四）、薩雲が院主となり、破損の進んだ院内の建物の改造を志し、文政元年（一八一八）に本堂、庫裏など主要建物を再建した。

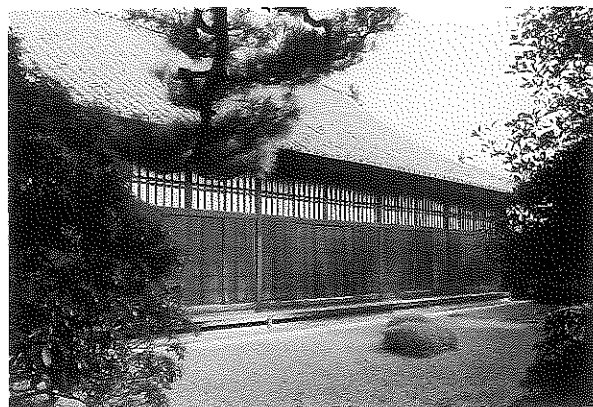
本堂は棟札より文政元年（一八一八）に上棟されたことがわかる。六間取方丈形式の建物で、正面に広縁と落縁が、東面に広縁が、西面に鞘の間がそれぞれ付く。東側南寄りには東へ向く桁行二間、梁行一間の土間式の大玄関が付く。東側広縁の北端には庫裏への廊下棟及び式台形式の小玄関が取り付く。本堂内部は前後二列に分けられ、前列は、中央に二畳大の室中を、その左右に一二畳大の上下間前室を配す。前列三室は蟻壁付きで三室通しの竿縁天井とし、室境の内法上は竹の節欄間とする。室中前面中央には四枚引の腰高明障子を装置する。後列は、中央に一四畳大の仏間、その左右は八畳の上下間後室を配する。仏間は後ろ寄り奥行き一間を仏壇とし、前寄り一間は拭板敷の板間とする。仏壇中央に本尊を、左右に壇越像を安置する。鞘の間は一間半幅の畳敷の間で外側を腰壁付きの窓とし建具を装置する。

当堂は、当初から広縁・落縁・鞘の間に建物内部に取り込んでいること、仏間を背面に詰めて造り後方に室を設けないことなど、江戸時代後期の方丈建築の典型を示すものとして重要である。

庫裏は、本堂の北に東面して建ち、棟札から文政元年（一八一八）に上棟されたことがわかる。内部は棟近くで左右に二分され、その南半分を表向きとして、広敷庭、五畳、広敷、五畳（納所寮）、三畳、一〇畳（茶間）を配し、北半分には通り庭付の台所と、廊下をはさんで大小四つの居室で構成する。南東の五畳と西端二間通の室上には二階を設け、それ以外の土間、広敷、台所の上は吹抜けとして小屋組を見せる。内部は改変が多いものの、正面妻の構成は近世



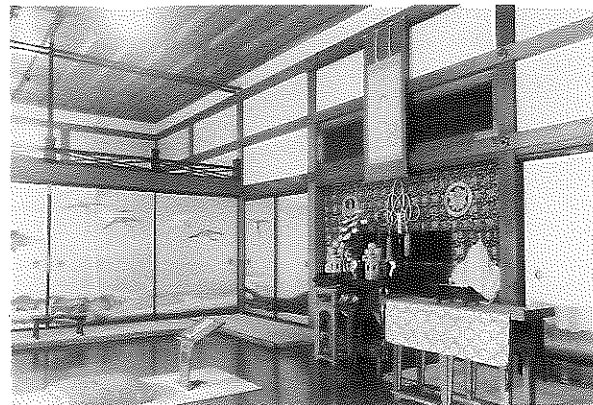
春光院本堂平面図



春光院本堂



春光院表門



春光院本堂内部

後期の特色をよくあらわし、この時代を代表する典型的な庫裏建築として評価できる。

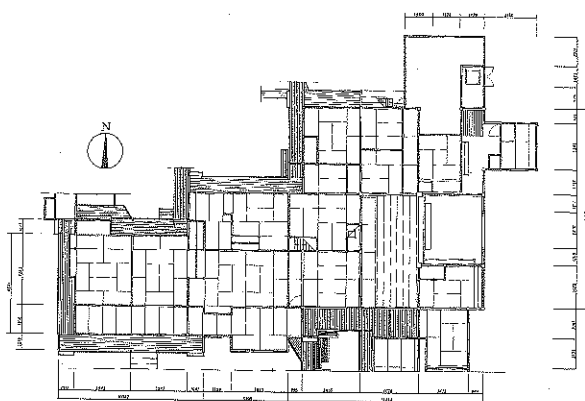
座敷は、庫裏の西に書院と挟まれるように建ち、一二畳(小書院)、七畳(居間)、四畳(物置)と南広縁からなる。小書院は床の間・付書院・違棚を、居間には床の間を設ける。庫裏より建立は新しく江戸時代末期の建築と考えられる。小書院は庫裏茶間に半間寄った通りに間仕切り痕跡があり、妙心寺山内では例のない元一四畳の横長の部屋に復元できる。

書院は、『春光院古今院事記』によると、元淀城内にあったもので、正徳二年(一七一二)に現在地に移築したことが知られる。淀城内では十七世紀後半から十八世紀初頭にかけて、建立されたと推測できる。平面は一〇畳の二室を東西に並べ南に八畳の鞘の間を造り、さらに南・北・西の三面に縁を廻す。一〇畳間は西を上之間、東を下之間とし、上之間に床の間・付書院・違棚を、下の間には床の間のみを設ける。前面に鞘の間がある書院は妙心寺山内ではこの書院だけである。また鞘の間廻りの内法長押上を土壁とせず、明障子をはめて全体的に開放とする例もない。天井高も高く、面皮材を多用した数寄屋書院の造りは妙心寺の書院建築のなかでは異色なものといえる。

表門は、本瓦葺の一間薬医門で、北側に潜戸を設ける。文政三年(一八二〇)の祈禱札が残ることから、文政(一八一八〜一八三〇)頃には建立されたと推測できる。細部様式も江戸時代後期の特徴を示し、山内の表門としては比較的規模の大きい方に属す。

春光院は山内塔頭寺院の形態をよく残すものとして貴重であり、本堂や庫裏は建立年代も明確で江戸時代後期の典型を示す建築として高く評価できる。

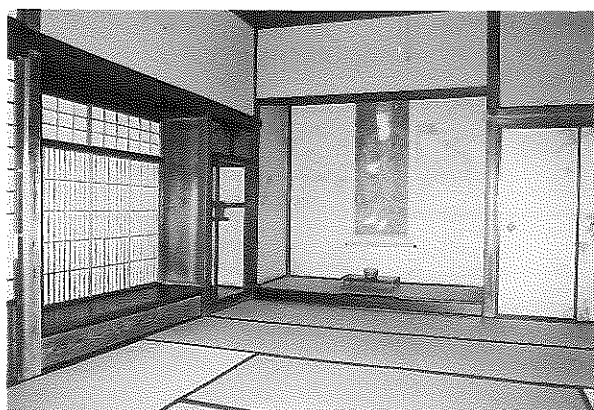
(平井 俊行)



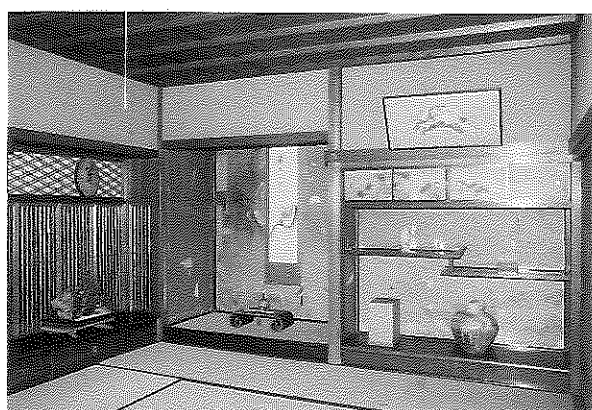
春光院書院・座敷・庫裏



春光院庫裏



春光院書院



春光院座敷

桂貯水池堰堤

かつらちよすいちえんてい

一基（指定）

舞鶴市字与保呂小字廻り淵
舞鶴市

石貼コンクリート造堰堤、延長四三・六メートル

建設年代 明治三十三年（一九〇〇）

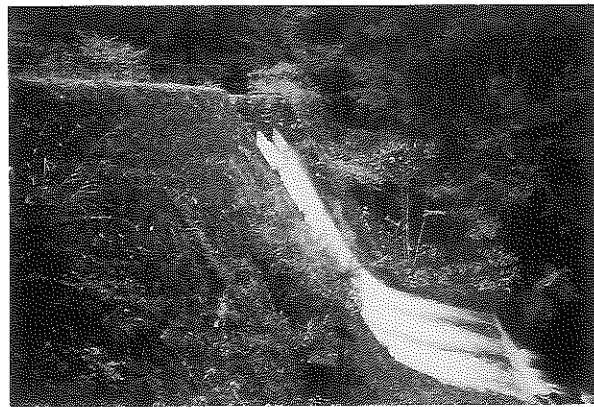
桂貯水池堰堤は、舞鶴市東部の東舞鶴市街地から、南東約五キロの与保呂川上流に築かれた水道施設用の堰堤である。東舞鶴は、明治に至るまでは漁業で栄えた町であったが、明治二十二年（一八八九）に対ロシア戦略上の拠点として鎮守府を設けることが決定し、同二十九年（一八九六）から土地の造成、諸施設の建設工事が着工された。この鎮守府開設により、町の形態は一変し、軍港都市として急速に近代化を遂げることとなる。市街の中心となる地区は、道路を格子状に通し町割を整然と区画するなど、都市計画的に順次整備が図られていくとともに、海軍関連施設として、煉瓦造の大規模な倉庫群や工場などの諸建物、軍用水道施設、鉄道施設、砲台等が、明治三十三年（一九〇〇）から同三七年（一九〇四）にかけて次々と建設され、以後終戦に至るまで海軍のまちとして発展していった。

終戦後、これらの諸施設はいったんアメリカ占領軍に接収されたが、その後民間に払い下げられたり海上自衛隊に引き継がれ、今日に至っている。

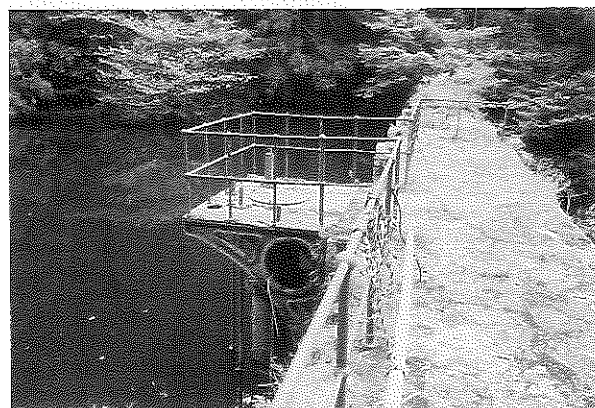
桂貯水池堰堤は、鎮守府開庁に当たって、船舶用の補給用水確保のため、軍用水道施設として計画されたもので、鎮守府関連施設の中で最も初期に着工され、明治三十三年（一九〇〇）九月には完成した。構造は、石貼コンクリート造の重力式堰堤で、水門及び堰部上部のピアには煉瓦が用いられている。規模は、基礎幅一七・〇メートル、天端幅二・二メートル、高さ二・四メートル、長さ四三・六メートルで、貯水量は当初六千立方メートルであったが、後に八千立方メートルまで拡張された。



桂貯水池堰堤 水門



桂貯水池堰堤 外観



桂貯水池堰堤 鉄製タラップ

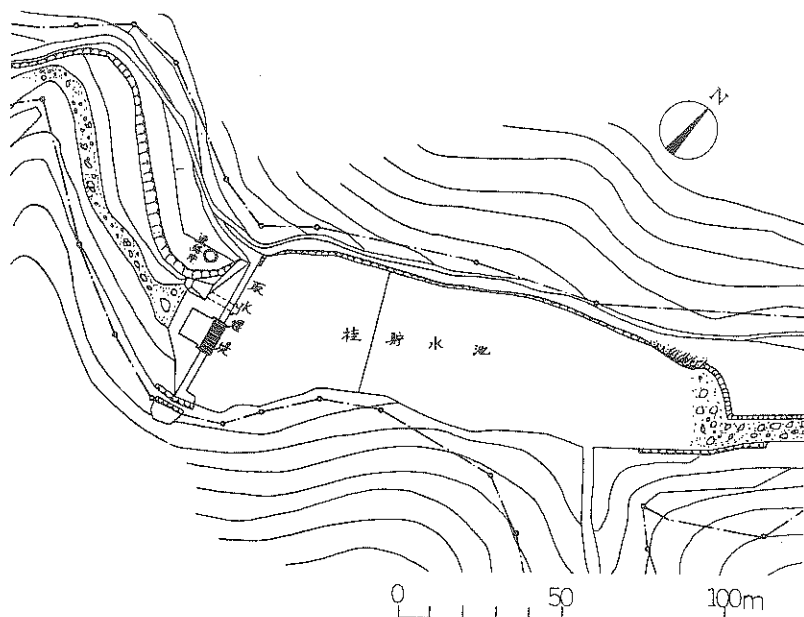


桂貯水池堰堤 溢水道

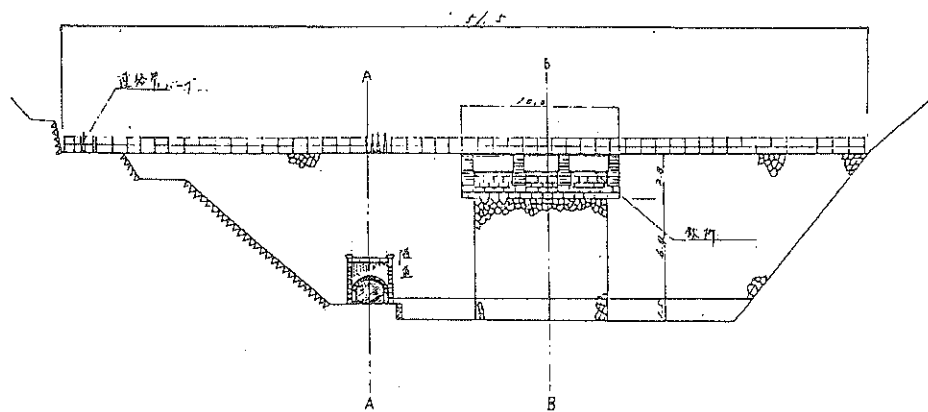
中央部に三筋の溢水路があり、当初は鉄製の仕切板が入っていたが、現在はなくなっている。取水口上部には鉄製のタラップを設け、開閉操作バルブを取り付けている。また堰堤上部は管理通路となり、両傍に鉄製の手摺が付いている。

当堰堤は、海軍水道用施設として計画されたことから、コンクリート造という当時としては先端技術を駆使して造られており、建設後百年を経た現在も、堰堤本体だけでなく取水バルブや手摺りに至るまで建設当時のものが残されている。また現在も舞鶴市の水道施設として使用されているなど、近代土木技術史を知る上で貴重な遺構である。

(平井 俊行)

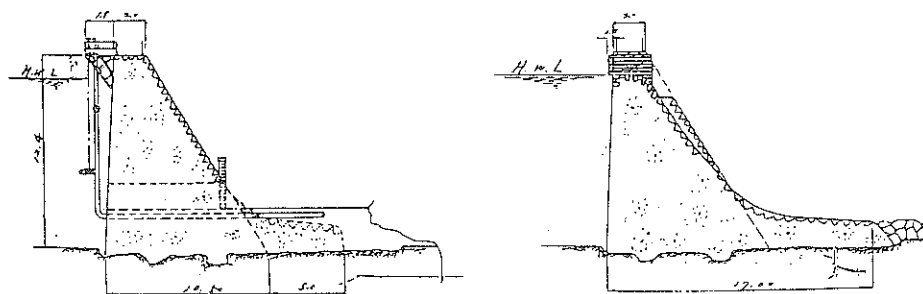


桂貯水池堰堤 平面図



A-A 断面図

B-B 断面図



桂貯水池堰堤背面図・断面図

春光寺本堂
しゅんこうじほんどう

一棟（登録）

相模郡南山城村大字北大河原小字北垣内

宗教法人 春光寺

桁行正面三間、背面六間、梁行五間、一重、入母屋造、向拝一間、棧瓦葺
附 棟札二枚

再建立寛政八 丙 辰 歳八月吉日の記があるもの 一

再建千時寛政第九 丁 巳 歳八月吉辰日の記があるもの 一

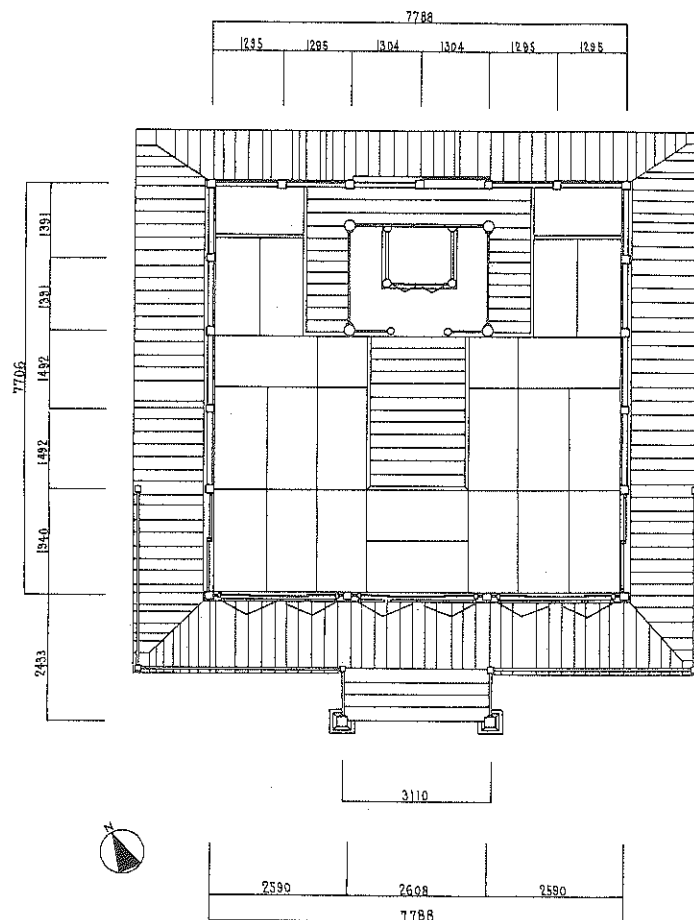
建立年代 寛政十一年（一七九九）「大棟鬼瓦銘」

春光寺は、南山城村字北大河原に所在する真言宗智山派の寺院で、無量山と号し、本尊薬師如来像を祀る。本尊は平安時代初期の作といわれ重要文化財に指定されている。

寺の創建については詳らかでないが、開基は快然という僧であったと伝承される。近世に春光寺は、近隣の北垣内二〇番地に所在していたが、明治十八年（一八八五）に春光寺の末寺であった黄金寺跡地に寺地を移転し現在に至る。現在の本堂は明治十八年の寺地移転とともに黄金寺の薬師堂を本堂としたもので、本尊薬師如来像も元黄金寺の像であった。

建立年代は、棟札より寛政八年（一七九六）に再建がはじまり、大棟鬼瓦銘より寛政十一年頃に完成していたものと考えられる。その後天保九年（一八三八）、明治十八年、昭和三年、昭和二十七年と修理を重ね、平成八年九月より解体修理を行い、同九年十二月に竣工し、現在に至る。

桁行正面三間、背面六間、梁行五間、向拝一間の平面で四方に縁を廻す。軸部は四天柱とする他は角柱とする。向拝柱を三斗で組み、向拝柱間に大



春光寺平面図

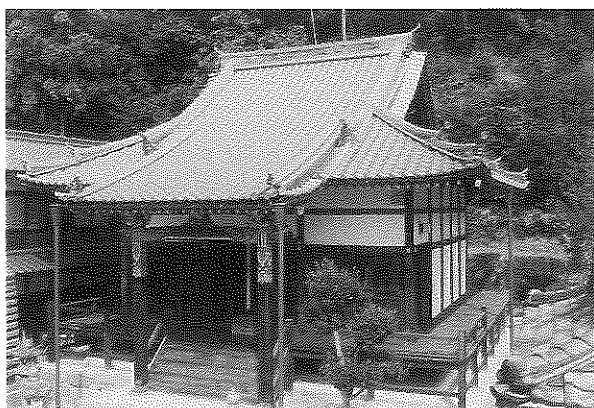
虹梁を架け、その中央に唐獅子彫刻の幕股を置き、桁を受ける。虹梁端部には木鼻をつけ、それぞれ極彩色で装飾される。身舎の組物は舟肘木とし一軒半繁垂木の軒を支える。

内部は後方より四天柱を建て須彌壇を設け、壇上に厨子を置き、内に本尊薬師如来像を安置する。四天柱廻りを板敷とする他は畳敷とする。天井は四天柱内を格天井とし、格間は草花の彩色で飾り、他は竿縁天井とする。側廻りの柱間装置は正面三間に双折棧唐戸、側面前端間を舞良戸引違、背面中央に引違の板戸とする他は漆喰壁とする。屋根は一重、入母屋造、棧瓦葺で妻飾は虹梁大瓶束とする。総体的には正面の目立つところを華やかに構成し、側・背面などは簡素につくる。

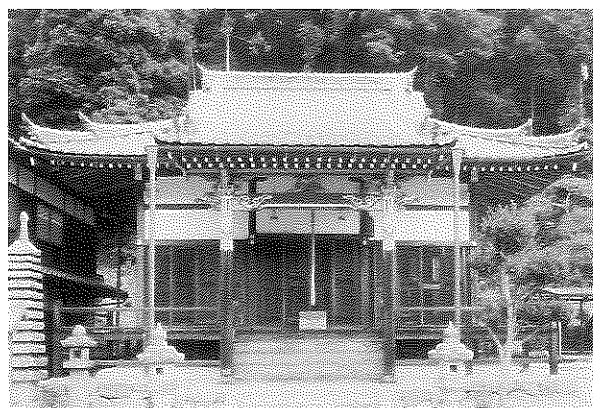
本堂の建立に関しては寛政八・九年の棟札により地元北大河原村と京都西岡の大工が関与しているが、本堂には三重県伊賀地方の影響と思われる工法が見られる。具体的には身舎柱下と礎石の間に礎盤状の盤木と呼ばれる板を挿入していることで、近世中期頃から明治期の建物の縁束下や側柱下によく見られる工法である。また鬼瓦の篋書には伊賀の瓦師の名前もみられ、大棟に胴板瓦を用いる工法は山城地域にはなく、伊賀地方によく見られるものである。

以上のように春光寺本堂は合理的かつ経済的に建てられた当時の建築技法や山城地域の建築工匠の交流を示す堂として評価できる。

(平井 俊行)



春光寺南東面



春光寺南正面



春光寺内部



春光寺向拝部分

美術工芸品

けんぽんちやくしよくりようかいまんだらず
絹本着色両界曼荼羅図

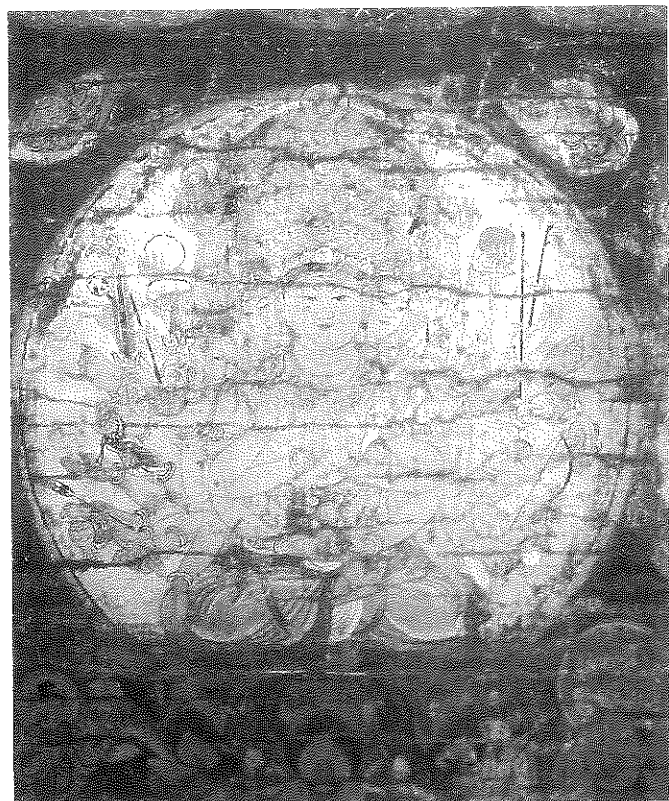
二幅（絵画・指定）

相楽郡南山城村大字南大河原字湯矢噺九〇

宗教法人 真輪院

（奈良国立博物館寄託）

法 量 各 縦 九二・〇センチメートル 横 七四・七センチメートル
品質形状 各 絹本着色掛幅装（一副半一鋪）
時 代 平安時代



胎藏界 千手観音像

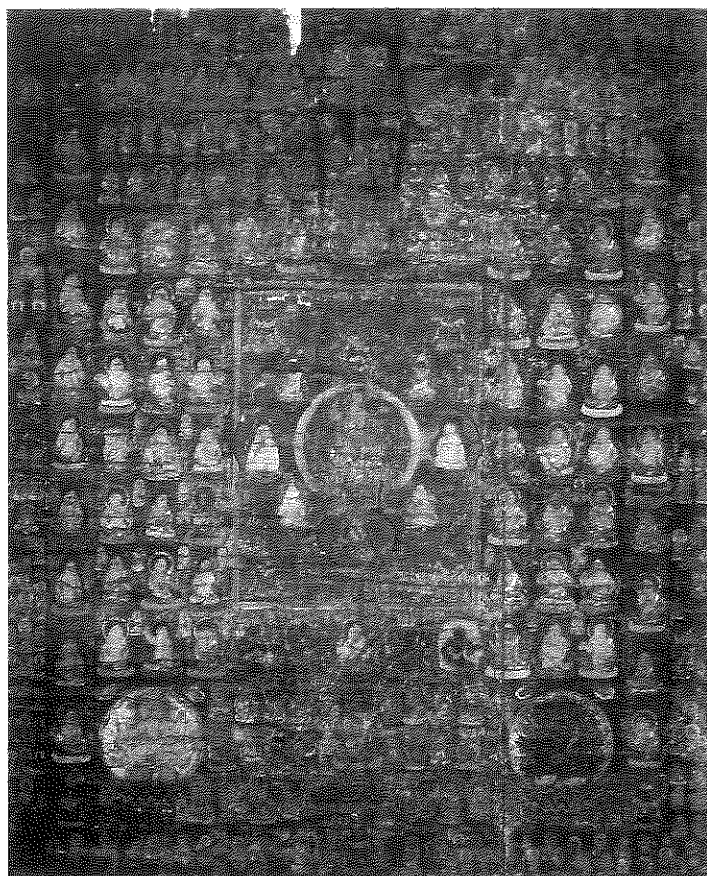
両幅ともに、五二・四センチメートルの絵絹の右に二二・三センチメートルの絵絹を継いだ一副半一鋪の画面を料絹とする。本幅の法量は縦・横ともに一メートルに満たないもので、両界曼荼羅図としては極めて小振りなものであるが、図様は空海が大同元年（八〇六）に唐から請来した現図曼荼羅を忠実に踏襲し、極小に描かれる賢劫千仏に至るまで諸尊の省略はみられない。諸尊は小振りながら柔軟闊達な描線で細密に描かれ、相好は総じて丸顔に穏やかな表情であらわれ優美さを醸し出している。賦彩は、朱、丹、白緑、白群などの暖色系の顔料を基調とする。条帛、裳、蓮華座は一定の規則性をもって彩色され、蓮華座には華麗な縹緗彩色が施される。比較的大きく描かれる胎藏界曼荼羅の千手観音や金剛藏王菩薩の裳には照限により加飾される。また、宝瓶、法具には金箔を置き、墨細線で細部を描く。これらの描法、賦彩の特徴から制作年代は平安時代後期に遡るとみられる。

両界曼荼羅図は、真言密教の根本義を表し数多く制作されてきたが、平安時代に遡る指定品は七例（国宝三件・重要文化財四件）で、うち著色図は四例を数えるに過ぎない。

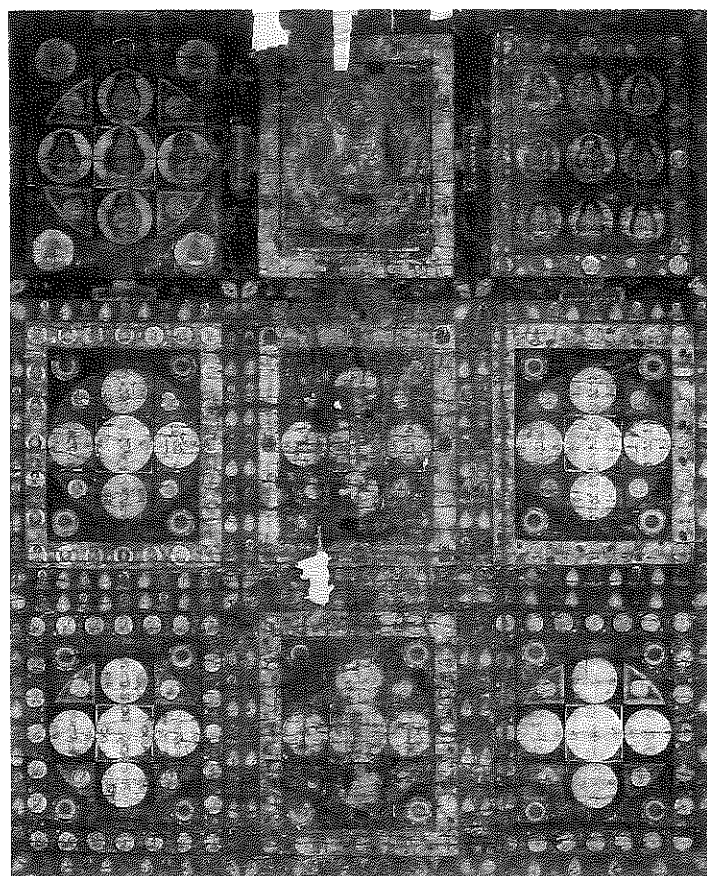
本図が伝来した真輪院は、明治四十三年（一九一〇）に真藏院（現南山城村北大河原）と十輪寺（南山城村南大河原）が合併し成立した寺院で、現在は真言宗大覚寺派に属し十輪寺の故地を寺地としている。真藏院は承応二年（一六五三）に示寂した僧栄賢の開創と伝える真言宗寺院であったが、寺史は詳らかでない。軸部墨書銘により、江戸時代後期以前には真藏院に伝来していたとみられる。同院に伝来した経緯についても不明であるものの、他の平安時代に遡る両界曼荼羅図の多くが大寺院に伝来していることを考えれば、本図が南山城山村の小寺院に今日伝来したことは特筆に値しよう。

本図は、全般に折損が生じて一部に絵絹の剝落及び破損が認められることが惜しまれるものの、全体としては平安時代仏画の優美な作風をよく伝えており、同時代に遡る稀有な両界曼荼羅図の遺例として極めて貴重である。

（地主 智彦）



胎藏界曼荼羅



金剛界曼荼羅



部分



もくぞうあみだによらいゅうどう
木造阿弥陀如来立像

附 像内納入文書

一 軀 (彫刻・指定)

紙本墨書現在過去帳

一通

紙本墨書法華三十講經名帳

一卷

「嘉禄三年七月廿四日始之」

紙本墨書過去訪名帳

一卷

紙本阿弥陀如来印仏

一枚

城陽市富野南垣内八一
極樂寺

法量

(単位 センチメートル)

像高	七九・七	頂一顎	一四・二	髪際一顎	九・〇
面巾	九・〇	耳張	一〇・八	面奥	一〇・八
臂張	二五・一	袖張	二三・二	裾張	一八・四
足先開(内側)	六・六	足先開(外側)	一三・九	足柄高(左)	三・六
足柄高(右)	三・六	足柄巾(左)	〇・九	足柄巾(右)	四・七
足柄奥(左)	三・九	足柄奥(右)	四・七	胸奥	一一・二
腹奥	一三・〇				

時代 鎌倉時代(嘉禄三年一二二七)

形状 形状螺髪彫出、肉髻珠、白毫相(水晶)を表し、耳朶環状、三道を彫出

する。下半身に裙をまとい、衲衣の上に袈裟を掛ける。右腕は屈臂し、

左手は垂下し掌を前にして下げ、各第一、第二指を捻じて来迎印を結ぶ。

両足をやや開いて左脚を踏み出し蓮華座(後補)の上に立つ。

品質 ヒノキ材、一木造割矧ぎ造り、布貼り、錆下地漆箔仕上げ。玉眼水晶

構造 製に頭体の根幹部を通し耳中央で前後に割り矧ぎ、内割りを施して像

内全面黒漆、頸部三道下で割り差首とする。両手部は肩の位置で各矧ぎ

付け、左方は肩から袖下まで一材で、これに左手首先を矧ぎ寄せる。右方は臂と手首で矧ぐ。足先各矧ぎ付け。

保存 後補 右手第三指第二関節先、第五指全部、左手第三指指先欠。
状況 両袖先下部、右袖口と垂下部。右足前部、左足先端部。

極樂寺は城陽市富野荘に所在する浄土宗知恩院派の寺院である。同寺の開基由緒はつまびらかにはないが、慶長十九年(一六一四)に光蓮社の聖普聖人が再興したと伝える『蓮文精舎旧詞』元禄八年(一六九五)刊。

本像は極樂寺に客仏として伝わる阿弥陀如来立像で、平成十一年に美術院において保存修理が施された際に、像内から次のような納入文書が発見された。

(一) 紙本墨書現在過去帳一通は、現在人と過去人の用い帳であるが、袖裏に「(アン) 阿弥陀仏/法橋行快造」との書き入れがある。

(二) 法華三十講經名帳一卷は、嘉禄三年(一二二七)七月二十四日から八月十四日の三十日にわたって法華三十講を修した時の結縁者の名帳である。上段に日付、中段に各日付ごとに法華經二八品と開經の無量義經と結縁の觀普賢經を書き載せ、下段に結縁者名を載せる。特に八月十二日の項には「過去法眼快慶」の書き入れがある。

(三) 紙本墨書過去訪名帳一卷は、施主がその親族ら四〇〇人以上の追善を行った時の用い帳である。追筆で冒頭に「(アン) アミダ仏」「アミダ仏」「忍阿弥陀仏」「円阿弥陀仏」「慶□」などの書き入れがある。

(四) 紙本阿弥陀如来印仏一枚は、阿弥陀如来坐像の印仏で、そのうちの一枚には、「祇王」「藤四郎」などの書き入れがある。

これらによつて、本像の造立には、嘉禄三年に快慶及びその高弟行快の一門がたずさわったことがわかる。

阿弥陀如来像造立にあたって、嘉禄三年(一二二七)七月二十四日から八月二十四日にかけて法華三十講が修せられ、その名帳に故快慶の供養の意を示すと解しうる記述がある。これまで快慶の確実な最後の事績とされるのは『醍醐

寺新要録』卷第十三・貞応二年（一二二二）十二月二十四日の記事であったが、本史料によって快慶が故人となっていたことを示すものとすれば、これまで不明であった仏師快慶の没年の最下限を知り得る。

また行快の事績については、京都大報恩寺本堂建立に際し、安貞元年（一二二七）十二月二十六日上棟時に本尊釈迦如来坐像（像内銘「巧匠法眼行快」）を制作安置しており、行快の法眼位叙任についても大和長谷寺十一面観音造立の勳賞として承久二（一二二〇）・三年ごろに法眼に陞任したとされるが、本史料によるかぎり、嘉禄三年七・八月以降安貞元年十二月までのことといえよう。

本像の着衣形式は右襟の偏衫が弛んで下方の衲衣にたくし込まれ、左襟も左胸にかかる部分が衲衣の上層に弛み掛かるなど快慶晩年及びその後の行快の作品に共通する特徴が看取される。また衣摺表現も、腹前や大腿部の条線の変化や側面の衲衣・背面にたれる袈裟の処理の仕方、さらに脚部の裙の衣摺などの処理も滋賀阿弥陀寺像や堺北銃萬像に非常に近い表現となっている。これまで行快作として知られている大報恩寺釈迦如来坐像・滋賀阿弥陀寺及び堺北十萬

の阿弥陀如来立像などに見られる肉付きのよい面貌表現や側面から見た場合の肩・胸から腰にかけて厚みが本像にはみられない。やや沈滞気味の表情には快慶晩年の作品に近いものがある。

このように本像は晩年の快慶の特色と初期の行快の形式の双方を顕著に示すものであり、快慶の創作になる安阿弥様と称される阿弥陀如来像の作風が快慶晩年にいかなる変容を辿り、また快慶没後、その弟子行快にいかに関与され、さらに展開していったのかを考察するうえで注目される作品といえる。

本像は、鎌倉時代を代表する仏師快慶とその高弟行快の作風を比較研究するうえで重要な位置を占めるものであり、又、像内納入文書から、これまで不明であった快慶の没年及び行快の僧綱陞叙による作品編年を推定できる点においても彫刻史上注目される作品といえよう。

（石川登志雄）



正面



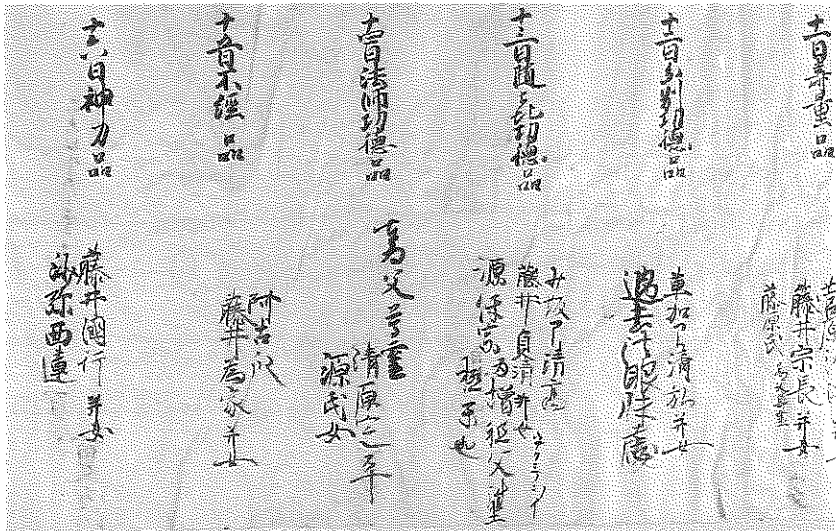
顔面



像底



背面



法華三十講經名帳

石燈籠いしどうろう

一基（工芸品・指定）

竹野郡弥栄町字溝谷ヒツギ
宗教法人 溝谷神社みぞたにじんじや

法量

（単位センチメートル）

総高（宝珠・基礎） 二三一・四
基礎高 三〇・〇 竿高 六九・三 中台高 二一・五
火袋高 四四・四 笠高 二七・八 請花高 一二・〇
宝珠高 二六・四

時代 鎌倉時代

品質 花崗岩製。八角形、円筒竿、火袋大面取りの石燈籠である。

構造 基礎は正八角形で、側面に格狭間を彫り、その上に一段の正八角形の造り出しを設け、さらに蓮華文の敷座を作る。その上に十六弁の立ち蓮華を付し、さらに丸形の一段の造り出しを設ける。

竿は円筒形、三節につくり、上下節は帯二条、中節は三条とする。

中台は正八角形で十六弁の仰蓮華を刻出し、その下に正八角形と円形の造り出しを設ける。側面各一区とし、中は無文とする。さらに上面に一段の正八角形の造り出しを設ける。

火袋は各面上中下の三段に分け、正背左右にやや縦長の火口をつくり、中に円形の火床を造り出す。上段は火口・大面取り部とも各一区として縦に櫛子を刻し、下段は火口・大面取り部分ともに各一区とし格狭間を入れ、中段の大面取りの部四面には円形に種字を入れる（現状風化のため不明）。

笠は下り棟を付けず、先端に蕨手をつくり、その上に八角形の露盤を造り出す。請花・宝珠は別材でホゾ差しとする。

保存 やや風化が進行しているものの、この種の石燈籠のなかでは保存状態状況は比較的良好である。

溝谷神社は、竹野郡弥栄町字溝谷ヒツギにあり、新羅大明神（須佐之男命）と奈具大明神（豊受氣能比売命）・天照大神を祀る延喜式内社である。現在も溝谷・外村・等楽寺の三集落の産土神として奉祀されている。

石燈籠は現在、本殿下に向かって右側の簡易な覆い屋の中にあり、社伝では明智光秀奉納と言い伝える。

八角形円筒竿で、永仁三年（一二九五）銘の八幡市石清水八幡宮六角石燈籠、旧法恩寺八角方形石燈籠（現在京都市北村ひろ氏所蔵）、徳治二（一二三〇）銘の大宮町大宮売神社石燈籠（以上鎌倉時代、重文）、あるいは亀岡市蔭田野神社石燈籠、加悦町加悦天満宮石燈籠（以上鎌倉時代、府指定）などと同様、基礎の上に一段の造り出しを設け、その上に伏蓮華文を置き、中台の側面を薄くして長方形の羽目を彫るなど全体的な特徴からみて、鎌倉時代後期の制作と思われる。

このように本石燈籠は無銘ながら、鎌倉時代の特徴をよく示すものとして石造工芸品史上価値が高い。

（石川登志雄）



宝珠一中台



竿一基礎



全景

いっきゅうそうじゅんかんけいしりよう
一 休宗純関係資料

四三二点 (古文書・指定)

- 一 文書 二八点
一 詩文類 三点
一 墨跡 一二点

京田辺市薪里ノ内一〇二
宗教法人 酬恩庵

不羈奔放、奇狂飄逸な行業をもって知られ、室町時代の禅宗界に一風を巻き起こした禅僧一休宗純(一三九四―一四八一)に関する資料群である。

京田辺市に所在する酬恩庵は臨済宗大徳寺派の禅宗寺院であるが、瑞世大徳寺に住持せず、生涯黒衣で通すのを宗憲とする。これを一休派と号する。

寺名の由来は正応年中(一二八八―九三)に南浦紹明(大応国師)開創と伝える妙勝寺を、康正二年(一四五六)一休が復興し、寺内に一庵を建立して師の恩に酬いるの意で、酬恩庵と名付けたことに始まる。その後の一休は、応仁の乱後の徳禅寺や大徳寺に住持入院してまた畿内の諸寺の復興にかかわり、諸寺と薪酬恩庵とを往反し、文明十三年(一四八一)薪の酬恩庵に示寂した。

かかる由縁により、酬恩庵には一休宗純及びその酬恩庵に関する古文書・墨跡などが多く伝来している。

古文書は室町・桃山期のが三〇点余り知られている。これらのうち今時指定の対象とする一休宗純及びその一派に関するものとしては、一休在世中のものに、大徳寺住持職を勅請された文明六年(一四七四)後土御門天皇綸旨や徳禅寺及び大徳寺塔頭如意庵住持職請状などの住持職任命にかかわるもの、酬恩庵その他の寺院制法として一休の定めた法度や置文類、一休開基になる酬恩庵・大徳寺真珠庵・床菜庵の三か寺の衆僧らによる議定などがある。

詩文類には、一休の代表作である『自戒集』及び『狂雲集』(二種)の優良な写本がある。『自戒集』は一休がともに近江堅田祥瑞庵の華叟宗曇に師事した法兄養叟宗頤を非難する偈を集めたもの。『一休年譜』によれば『自戒集』は康正元年(一四五五)編作とされるが、本書には表紙左上外題に「自戒集」、下方に

「瞎驢庵」とあり、本文序末に「寛正二年(一四六一)六月十六日禅僧法華宗たちの念仏宗純阿弥陀(花押)」と署名がある。本文は一休の書風ではないが署名は一休のものと認めてよく、本書は編作後六年後の一休在世中の修訂本として価値が高い。『狂雲集』は一休が平生述作した偈類を集めたものである。本書は所収作品の成立下限が応仁元年(一四六七)を下らないこと、所収作品数が二七一首と他の諸写本に比べ約半数であることなどから、『狂雲集』の成立を考える上で注目される一本といえる。なお、酬恩庵にはもう一本(流布本)の『狂雲集』が伝わる。墨跡のうち注目されるのは、一休遺偈である。本作品は薄墨紙に四字絶句で「須弥南畔誰会我禅 虚堂来也 不直半銭 東海純一休」とあり、一休八十八歳の死に臨み、ひそかに思慕する宋の虚堂智愚の禅ではあるが、結局自分の禅は自分だけのものであるという禅悟の境地が窺い知れる。なお、大徳寺真珠庵にも同文のものが伝わる(重文)。

このように酬恩庵に伝わる一休宗純関係資料は、文書・詩文類・墨跡というように内容的に多様であり、室町時代禅宗界に異彩を放った我が国を代表する禅僧の生涯を知る上で貴重である。

(石川登志雄)

酬恩菴法度
一年忌勤行等事如
先例可取行
坊主之事為眾中棟
用五十年間可住持
封疆竹木之事也
固也
右此外如妙勝寺
若有這托輩者
檀方不日
可追出也
文明十一年八月十四日 室順云

文明11年 8 月24日酬恩庵法度

寛政三年六月十六日大燈圓師ノ御訓ノ本意ニテ今律
宗ト其ノ頌ヲ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
年未久大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
二申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
三申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
四申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
五申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
六申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
七申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
八申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
九申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
十申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
十一申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
十二申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
十三申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
十四申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
十五申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
十六申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
十七申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
十八申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
十九申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
二十申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
二十一申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
二十二申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
二十三申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
二十四申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
二十五申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
二十六申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
二十七申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
二十八申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
二十九申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
三十申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
三十一申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
三十二申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
三十三申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
三十四申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
三十五申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
三十六申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
三十七申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
三十八申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
三十九申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
四十申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
四十一申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
四十二申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
四十三申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
四十四申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
四十五申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
四十六申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
四十七申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
四十八申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
四十九申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
五十申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
五十一申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
五十二申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
五十三申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
五十四申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
五十五申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
五十六申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
五十七申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
五十八申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
五十九申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
六十申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
六十一申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
六十二申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
六十三申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
六十四申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
六十五申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
六十六申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
六十七申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
六十八申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
六十九申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
七十申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
七十一申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
七十二申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
七十三申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
七十四申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
七十五申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
七十六申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
七十七申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
七十八申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
七十九申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
八十申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
八十一申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
八十二申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
八十三申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
八十四申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
八十五申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
八十六申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
八十七申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
八十八申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
八十九申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
九十申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
九十一申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
九十二申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
九十三申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
九十四申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
九十五申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
九十六申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
九十七申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
九十八申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
九十九申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ
一百申ニテ大ニテ一休ノ後ニ依テ作法ノ間ト會理ノ

自戒集

狂雲集
其意甚和
三月王位世隱初放衣法衣如慈隱派
正信在二點一天八月滿月懷
批大燈種一天寒寒覺覺法出二月風
食水宿主人記茅公橋島二十
如何是臨下事 又組白金山開
機先一鳴鐵團前公連元本多桐僧桃李
如何是傳門宗 演台級組開牌

狂雲集 (茶表紙本)

三上家文書

一三、〇二七点 (古文書・指定)

宮津市字河原一八五〇

三上 誠一

(府立丹後郷土資料館寄託)

構成 A 近世公文書

B 近世私文書

C 近代公文書

D 近代私文書

E 追加分

時代 室町時代、昭和時代

四、一三六點

二、四五一點

六八三點

四、九〇一點

八五六點

三上家文書は、宮津市河原の旧家三上家に伝来した近世後期から近代を中心とする文書群である。三上家の出自は不明の部分が大きいが、当三上家は三上金兵衛が十八世紀後半に三上本家から分家し、宮津河原町に家屋敷を構えたことを祖とする。以後近世の三上家は、宮津城下有数の商家として知られ、酒造業・廻船業・糸問屋などを広く営むだけでなく、御用聞、米会所元方あるいは町名主を勤め、宮津藩財政や宮津町政に深く関与した。近代へと時代が移行したのちも、酒造業・海運業を核に諸商を経営し、素封家として近代地方産業あるいは宮津町政の発展に主導的な役割を果たした。

文書は、昭和六十一年度から六十二年度にかけて調査が行われ、およそ次のように分類整理されている。Aは宮津藩財政、宮津城下町支配などの近世公文書四、一三六點、Bは諸商業の経営、三上家内の文書などの近世私文書二、四五一點、Cは土地、戸口、法令など宮津町政及び旧藩財政に関する文書などの近代公文書六八三點、Dは諸商業の経営、三上家内の文書などの近代私文書四、九〇一點からなる。さらに、平成八年度から追加調査された八五六点を存し、文書総点数は一三、〇二七点を数える。

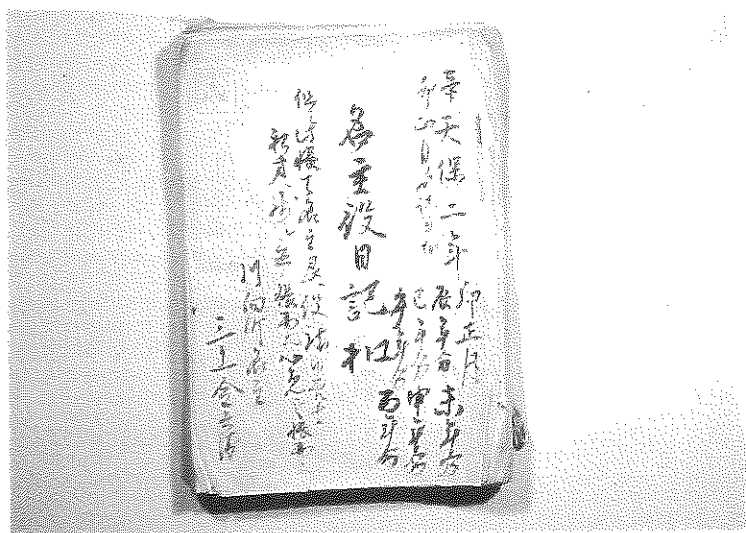
Aのうち宮津藩財政関係では、天保三年(一八三二)及び維新期の藩政改革

の文書、宮津藩財政の逼迫に伴う調達金・講に関する覚書、書状などがまとまっている。ほかに、異国船打払令や戊辰戦争の風聞書など、激動する社会情勢に対応するための情報収集を積極的に行っている様を窺うことができる史料も含まれている。また町政関係では、宮津城下町支配の中核として機能し、三上家の二、四代当主が勤めた町名主の文書が中心を占める。これらは町家帳、家数帳、間口地子帳、人別帳及び宗門帳など家屋敷、土地所持あるいは人別管理に関する帳簿など宮津城下町の構造を明らかにする基礎史料のほか、名主役日記(御用留)、名主役筆筒送帳など、名主の役務の実態を伝える史料が存する。さらに特筆すべきものに触の一括文書群がある。触の発給者は町奉行所のもものと名主のものとが混在するが、これらの触は組頭から名主に宛てた願書などとともに紙綴等により一綴にされた形状で多数伝存していて、法令の内容のみならず町支配機構を知るうえで重要である。

Bのうち商業経営の文書は業種により残存状況に差がみられる。酒造業では、三上家は四株を保有し二〇〇石の酒造米の使用を許されていたが、文書は個別経営のものは少なく酒造仲間として作成された文書(酒造米・酒造株関係、証文・願書類)がまとまっている。廻船業は幕末から明治二十年代に隆盛し、当該期の諸国の取引先及び自家の手代からの書状、仕切書、荷積日記、相場書などが膨大に残り、日本海まわりの廻船業の実態を詳しく知ることができる。

Cでは、明治初年に三上藤兵衛が河原町戸長を務めたことから、明治五年(一八七三)の地券関係文書、明治初年の町屋地関係文書、送籍状などが存する。

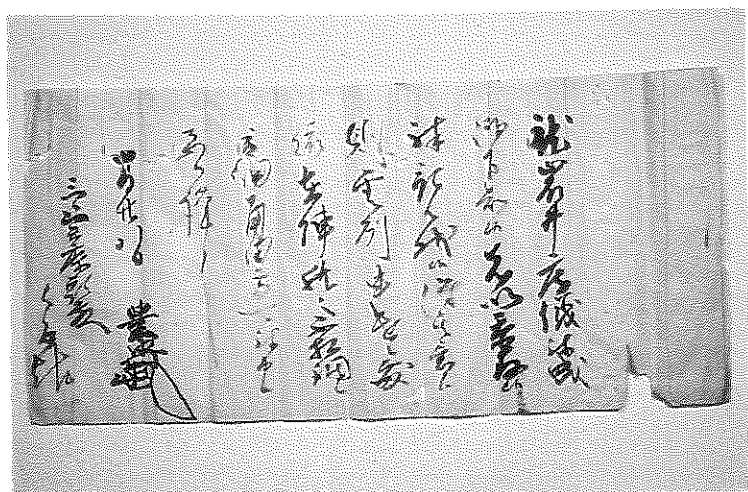
また、三上勘兵衛は、丹後の民権結社天橋義塾に関与するなど自由民権運動に取り組んだことから、天橋義塾社長沢辺正修自筆と推定される明治十三年「丹後有志人民ニ告クルノ書」「京都府下有志人民請願書」、または明治四十年「酒税規則改正の請願書草稿」など、丹後の自由民権運動を考えるうえで貴重な史料が含まれる。また、三上家では宮津、出石、福知山及豊岡各藩へ調達金の名目で貸付金を拠出していたが、大蔵省の定めた新旧公債条例通達に基づき行われた旧藩負債の処理では、その多くが公債と認められず債権者に多くの負担を強いることとなった。旧藩財政に関する文書は、このような維新政府の藩債処



名主役日記



町触類



年末詳 4月28日 山名豊興書状

分の実態を窺うことができる史料である。このほか、町政関係では宮津町会議事細則、同傍聴人心得、町税賦課徴収方法など、明治二十二年の町村制施行に伴う宮津町成立前後の史料がまとまるほか、教育、赤十字、電話架設など宮津町の近代化の様子を具体的に伝える史料がある。

さらに、一通のみ室町時代後期の書状、年末詳四月二十八日付け山名豊興書状（三上兵庫頭（経実）宛）が存する。宛所にみえる三上氏は室町幕府奉公衆を勤めた家柄で十五世紀中葉以降因幡国岩井庄の権益を保持していた。本書状は岩井庄の安堵に関する内容で、天文年間同庄をめぐる相論のなかで発給された文書とみられるが、最終的には天文十年（一五四一）頃三上経実は討たれてしまう。本文書は単独で存在し三上家文書に伝来した理由は明確ではない。

の、不明である同家の出自を考えるうえで注意を要する史料といえよう。以上のように、本文書は近世後期から明治期の宮津において多彩な商業活動を展開した豪商の歴史を研究するうえで基本史料となるものであり、宮津藩政、宮津町政を知るうえでの貴重な史料を質量ともに豊富に含んでいて、近世地方城下町の商家文書群として高い史料価値を有している。（地主 智彦）

なぐおかきたいちじょうふんしゅうつどひん
奈良岡北一号墳出土品

一括 (考古資料・指定)

京都市上京区下立売通新町西入

京都府

(財団法人 京都府埋蔵文化財調査研究センター保管)

(第一主体部出土)

一、土器

陶質土器

十二点

土師器残欠

四点分

一、鉄剣

四口

一、鉄鉾 (石突共)

一口

一、鉄鏃 残欠共

七十本

一、釳形銅器

二個

(第二主体部出土)

一、鉄鏃残欠

五本

時代 古墳時代

奈良岡北一号墳は竹野郡弥栄町に所在し、丹後半島中央部を北流する竹野川東岸の標高四〇メートル前後の低丘陵の尾根上に分布した、奈良岡北古墳群七基のうちの唯一の前方後円墳である。平成七年に発掘調査が実施され、遺物が出土するとともに古墳の概要が明らかになった。一号墳は全長約六〇メートル、前方部の幅約二六メートル、高さ約三・六メートル、後円部の径約二七メートル、高さ二・四メートルを測り、後円部に二基の主体部をもつことが判明した。また、埴輪及び葺石はもたない。主体部はいずれも二段墓壇をもち、第一主体部は箱形木棺、第二主体部は舟形木棺が埋葬されていた。遺物は、第一主体部から鉄剣、鉄鉾 (石突共)、鉄鏃、釳形銅器及び土器 (陶質土器、土師器) が、第二主体部からは鉄鏃が出土した。

なかでも注目される遺物は、陶質土器一二点である。これらは、出土状況から土師器四点とともに主体部墓壇上面に破碎され供献されたものとみられる。

内訳は有蓋高杯蓋二、有蓋高杯身二、無蓋高杯五、高杯型器台一、広口壺二であり、焼成の具合、透かしの入れ方、透かし部の面取の有無、櫛による刺突文の有無及び口縁部の仕上方の相違から、朝鮮半島南部の伽耶地区で焼成された陶質土器と日本列島内で焼成された初期須恵器とが混在する一群と評価される。陶質土器と初期須恵器の境界は必ずしも明確ではないが、本土器類は出土例が少ない陶質土器と国内において生産が開始された五世紀前半の須恵器とが一括して出土した稀有な事例であり、被葬者の性格を知るうえで、また当時の須恵器生産を考えるうえで貴重な資料となるものである。

鉄剣は四口を数える。うち一口は被葬者の左腰部に佩用され、残る三口は被葬者に添わせたものと推考される。うち二口は全長八五センチメートルを超える非常に大型のもので、すべての剣に木質が遺存する。同時期の丹後地域における武器の副葬は布巻によるものが広く分布するなかで、木鞘に収められていた点は特筆されよう。

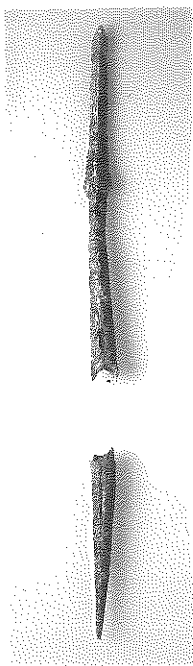
鉄鉾一口は、棺外に副葬されたとみられ、鉾と石突の両先端間の長さは三・三メートルを測った。鉾の関部が強く突出する点、石突が細身で長い点などは朝鮮半島の遺物との類似性を指摘できる。

鉄鏃は第一主体部からは残欠共に七〇本、第二主体部からは残欠五本が出土した。鏃の種別が判明するなかでは、第一主体部のものは尖根式三〇本、二段逆刺式三〇本及び平根式八本を、第二主体部のものは二段逆刺式二本と平根式一本を数える。

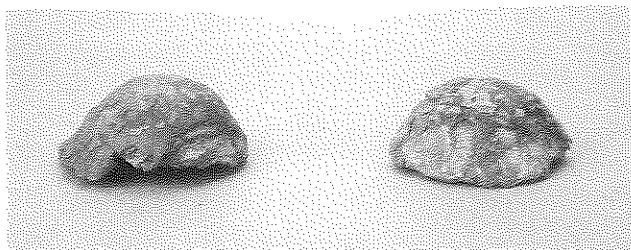
釳形銅器は二点あり、被葬者の左腕付近から共に出土した。形状は、直径約二センチメートルほどの半球形で、側面下端部が本体から一ミリメートルほど鏢状に突出する。底部に幅二ミリメートルほどの直線状の留棒をつける。保存状態は良好とはいえず、鏢部の当初部分はうち一点の四分一周程度が残るだけである。国内で出土した銅釳は、いずれも直径五センチメートル程で輪状の留具をもつことに比べると、本品の法量、留具の形状は特異なものと位置づけら



鉄剣



鉄鉾 (石突共)



銅鏡



陶質土器 (写真は財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター提供)

れる。鍔部の当初部分を観察すると、直線的に面取りをしたと覚しき形状を示し、留具の形状からみても巴形銅器の羽根の部分が欠落した可能性も考えられるが、鍔部の当初部分が一箇所のみであることから、ここでは銅形銅器としておきたい。

以上のように、本出土品は武器類が主体で装身具をもたないという特異な副葬品構成をもち、類例稀な陶質土器・初期須恵器の一括遺物群をはじめ、朝鮮半島の影響の色濃い遺物を含んでいて、五世紀前半の対外交渉を考えるうえで重要な一括資料である。

(地主 智彦)

きょうとふぎょうせいもんじょう 京都府行政文書

七、〇六三三點（歴史資料・指定）

京都府庁文書

五、五一六點

京都府庁史料

八九五點

京都府郡役所文書

二四九點

豊岡県第十四・十五大区々務所文書

一八點

宮津藩政記録

三八五點

京都市上京区下立売通新町西入る藪之内町

京都府

（京都府立総合資料館保管）

時代 明治時代～大正時代

京都府行政文書は明治元年（一八六八）から大正十五年（一九二六）までの京都府の政治や歴史、文化を知り得る一括史料である（一部江戸時代・昭和時代を含む）。

京都府の立庁は慶応四年（一八六八）閏四月二十九日であり、その前身は同三年十二月十三日に設置された京都市中取締とその後身の同四年三月三日に設置された京都裁判所である。また明治初年には内閣制度樹立以前の明治政府の最高行政機構である太政官が東京奠都まで一時京都府に置かれた。その後明治四年七月の廃藩置県及び同十一月の改置府県によって、京都府の管轄地域が山城国全域と丹波三郡（桑田・船井・何鹿）となり、さらに同九年八月豊岡県が廃されて、その一部、丹後国全域及び丹波国天田郡が京都府に編入され現在の京都府が確立した。

京都府行政文書は、成立期太政官、市中取締役所、京都裁判所の達書、府令類を始めとして、明治元年以降現在に至る文書が系統的に伝来している。また明治十一年から大正十五年まで存続した各郡役所（郡制の廃止は大正十年）から京都府に引きがれた明治・大正期の行政文書があり、さらに加佐郡及び与謝

郡役所を経て京都府に引き継がれたものに、豊岡県第十四・十五大区（加佐郡）々務所文書（明治四年から九年）及び宮津藩政記録（幕末～明治四年）がある。

今時指定の対象とする主たる京都府行政文書は、明治・大正期とし、内容から次の五つに分類できる。

- (一) 京都府庁文書
 - (二) 京都府庁史料
 - (三) 京都府郡役所文書
 - (四) 豊岡県第十四・十五大区々務所文書
 - (五) 宮津藩政記録
- このうち、

(一) 京都府庁文書は京都府文書の保管・保存に関する規程等によって永年保存文書として各部課ごとに管理保存されてきたもので、このうち二十五年経過したものが逐次総合資料館へ移管されている。今時指定の対象となるのは明治三、一八六六、大正期二、三三〇点、合わせて五、五一六点からなる。形状は部課において完結文書を簿冊としたもの。明治期のものは、布達・願伺などの政治・行政文書や学校・宗教関係のものを多く含み、明治後期から大正期に時代が下がるに従って学校・道路・港湾などの土地・建設・土木や人事に関するものが大きな比重を占めるようになる。

(二) 京都府庁史料は永年保存指定のない明治・大正期（ごく一部昭和期を含む）のもの。「京都府史」「町村沿革調」「維新以前民政制度沿革及事蹟調査」「御達書」「兵部大輔大村益次郎襲撃事件管関係資料」を始めとして、「寺院明細帳」「神社明細帳」など寺院・神社関係の諸調査・統計・届書を多く含み、いかにも京都ならではの史料的价值が高いものが多い。

(三) 京都府郡役所文書は府内一八郡役所において作成または受理され、完結後編綴して管理保存された文書群である。郡役所廃止後に整理されて京都府庁に引き継がれ、昭和十九年頃までにその多くが廃棄され、現在は二四九点が残る。内容は学校教育・社寺調査・庶務などである。

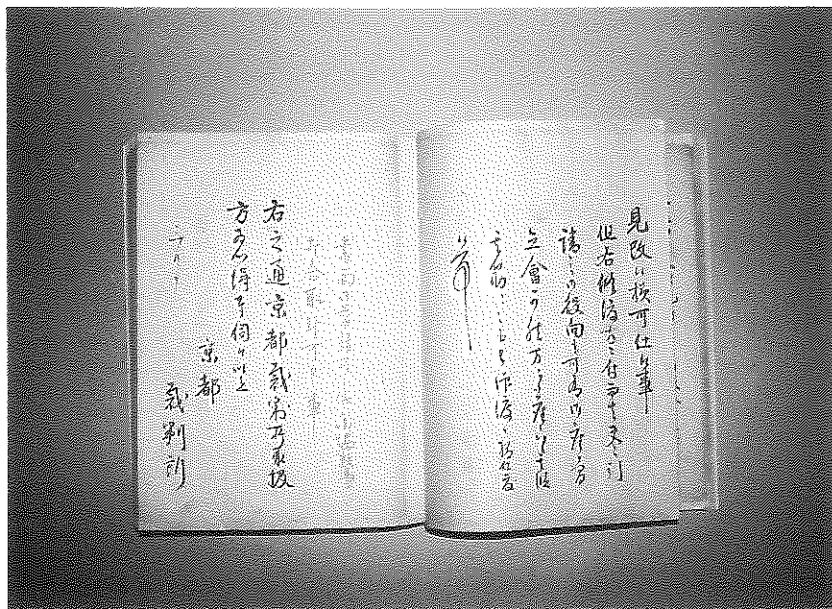
(四) 豊岡県第十四・十五大区々務所文書はもと加佐郡役所で保管されていた



京都府行政文書の配架状況

もので、郡役所廃止に伴い京都府庁に引き継がれた。明治四年十一月丹後地方は豊岡県管下となり同九年豊岡県廃止後は加佐郡役所を経て京都府庁に引き継がれた。現在明治五年から九年にかけて役用記録や布告・布達類など一八冊が残る。

(五) 宮津藩政記録は、宝暦年間(1761-1770)に藩主となった本荘氏の幕末から明治初年までの宮津藩政にかかる文書群で、もと与謝郡役所で保管されていたが、郡役所の廃止にともない昭和四年に京都府に移管され、冊子や仮綴類、一紙物等、現在三八五点が残る。内容は布告、役用記録、藩政・財政・法制・



政典(明治元年)

治民記録、任免等の人事記録など藩庁と出先との往復書簡類などである。このように、本件は体系的・歴史的によくまとまって保存され、四七都道府県行政文書のなかでも、質的・量的に優れた史料群として学術的価値が高い。

(石川登志雄)

ちょうしけもんじよ
調子家文書

七二六点 (古文書・指定)

長岡京市調子一―一四―三

調子 武俊

(府立山城郷土資料館寄託)

時代 鎌倉時代～明治時代

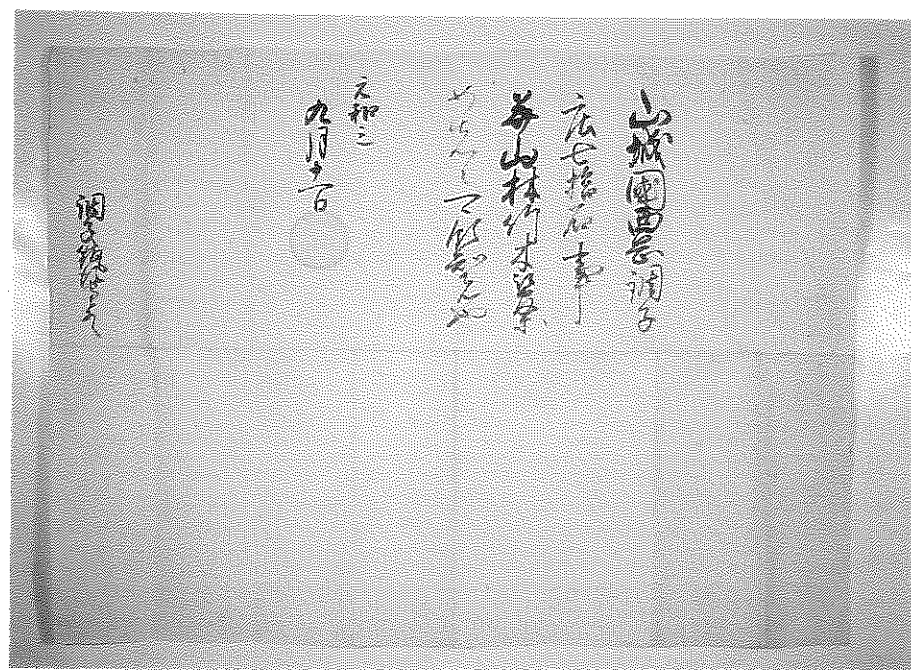
調子家文書は、長岡京市調子に在住する調子家に伝来した中世から近代にかけての古文書群である。調子家の系譜は、平安時代の下級官人である下毛野氏に遡り、同家は中世から近世末にいたるまで近衛家の随身を家職とした。一方で、中世後期には調子庄に基盤をもつ小土豪に成長し、近世には幕府から調子村のうち七〇石を付与された。文書は、類例のない下級官人家の歴史を連綿と物語る古文書群として、平成七年に鎌倉時代から明治時代初年までの六四三点が京都府指定有形文化財に指定された。

さて、従来京都大学総合博物館に保管されていた調子家文書が、このたび同家に返還され、同家から新出した近世文書とともに府立山城郷土資料館に寄託された。

前者五三点は、卷子三卷(五〇通)、未表装文書三通からなる。うち卷子一巻(一五通)は室町時代から江戸時代初頭にかけての口宣案、鎌倉時代の所領所職に関する重書の案文からなり、家職関係の文書をまとめている。他の二巻(三五通)は、江戸時代、調子家の菩提寺として調子村にあった瑞泉寺に関する文書を成巻したもので、一部十六世紀に下海印寺(長岡京市)に所在した同名の瑞泉寺の管領をめぐる争論文書四通を含んでいる。未表装文書は、調子村のうち七〇石を調子家に安堵した徳川秀忠朱印状のほか、瑞泉寺指図、友岡村・調子村新垣立会絵図の三通である。後者三〇点はいずれも未表装文書で、江戸時代後期の調子村の領主支配に関する文書を中心に、瑞泉寺関係文書、調子家家伝などが存する。

これらの文書八三点は、同文書中の口宣案として最古の文書である応永元年

(一三九四)十二月九日付け口宣案や歴代徳川將軍家朱印状の最古の文書となる元和三年(一六一七)九月十一日付け徳川秀忠朱印状などをはじめ、既指定の古文書群を補充する内容を持ち、かつ伝来も同じであることから、新たに追加指定し、指定の員数を六四三点から七二六点に変更した。(地主 智彦)



元和3年9月11日 徳川秀忠朱印状

無形民俗文化財

おばたまんざい
小畑万歳

(登録)

船井郡和知町字小畑
小畑万歳保存会

船井郡和知町字小畑は、農業を生業の中心とする八六戸の集落で、地区の北西部を由良川が日本海に向かって流れる。この川筋に沿って家々が建ち並ぶとともにJR山陰線が走っており、小畑からJR和知駅や役場がある町の中心部にも近い。

この地区には、万歳が伝承されており、祝い事があるといわれている。その構成は、次のとおりである。

太夫 一人。背が高く、体格がいいものが務める。掛素襖を着て黒の袴をはき、頭には烏帽子をかぶり、手には日の丸扇を持つ。

才蔵 一人。おどけ役なので、本来は体が小さくひょうきんなものが多い。デンチと呼ぶ袖のないチョッキ状のものをつけ、頭にはボーシと呼ぶ黒の頭巾状のものをかぶり、パッチに黒足袋をはき、鼓を持つ。

三味線 一人。羽織の下にパッチをはいて、才蔵と同様ボーシをかぶり、背中には三人分の唐傘を背負う。

衣装は基本的に個人持ちだが、太夫がつける素襖と烏帽子、また鼓と三味線は代々譲っていくことになっている。

町内をはじめ、近隣の市町村から、記念行事や新築祝いなどがあると、三人のうち誰かのところへ万歳依頼の連絡が入る。皆で都合を話し合い日程を決めるが、仕事の関係から万歳をするのはどうしても土曜日、日曜日になる。

日時が決まると、三味線を務める梅原英男氏が、手拍子でリズムをとりなが

ら語呂のいい文句を考えシナリオを作成する。できあがると各自がシナリオどおりに練習してみ、前日には「口合わせ」と称して集まり仕上げをする。このとき三人の息が合うか、言いにくいところはないか確認し、微調整してシナリオを完成させる。

万歳は、太夫・才蔵の「エー、始まりましては誠に目出度う候ける。ソレ、水も湧き出る木の芽も目立つ。金の塗藏白藏」で始まり、その後からは依頼のあった催しの内容、土地の風景、町並み、名物、季節の収穫物などを並べた文句を掛け合っていく。この間に、才蔵の「伊勢では内宮さん外宮さんの五穀、江州じゃ多賀さんの五穀、京都じゃ伏見のお稻荷さんの五穀、西宮じゃ恵比須さんの五穀、出雲じゃ大社の五穀、坂原じゃ阿上さんの五穀、ところどころの神様へ、五穀をお供え申してお祈り申せば、(場所名)益々ご繁昌なされる、誠にめでたい、太夫さんめでたい」等の神社名を並べる決まり文句もある。そして最後は、太夫「鶴は御門に巢をかける。」、才蔵「亀はお庭で舞を舞う。」、太夫・才蔵「鶴は千年、亀は万年。合わせて一万二千年。金の塗藏白藏。」で終わることになっている。最初と最後以外は文句の出し入れが自由で、太夫のセリフのときは才蔵が、才蔵のセリフのときは太夫が「マダラト」と合いの手を入れ万歳は進行する。

本番では、太夫と才蔵はよりおもしろいようにアドリブを入れ合う。シナリオにないことなので、少々返答に詰まることもあるが、やりとりのおもしろさでそれもまた笑いを誘う一因となる。三味線が全体をリードする。

由来については、かつて兵庫県の加西方面から、和知町へ正月に万歳がやってきていたので、そうした加西の万歳をまねて故尾池政次郎氏(明治二十九年生)が始めたらしいという。ただし、故尾池運太郎氏(明治二十八年生)の家に日露戦争以前から万歳の衣装と鼓があったので、それ以前から行っていたと思われるが、記録もなく不明である。その家にはかつて芸達者な人がいたという話だけ残り、結局詳細はわからない。

小畑万歳は、一代目、二代目といった意識が強く、万歳は当代の三人一組で行う芸能と考え、後継者が育って代替わりしてからは、先代は万歳をしなかつ

た。そのため、依頼があつて当代三人の都合があわなくても、先代に声をかけて都合のいいものが集まつて万歳をする、などということはなかった。こうした慣行から、これまでまとまつた組織はなかったが、平成十二年に四代目の披露が行われたのを契機に伝承基盤を強化することとし、小畑万歳保存会が結成された。

近畿には万歳の伝承が少なく、小畑万歳のもとになったと考えられる加西市にも現在では万歳は行われていない。京都府に隣接した兵庫県豊岡市には法花寺万歳が伝わるが、ここでは、太夫と才蔵のやりとりの間に、小畑と同様に「マダラト」という文句を挟み込むなど類似点もある。府内には、舞鶴市田中町に徳若万歳と呼ばれる民俗芸能（平成九年三月十四日付け京都府登録無形民俗文化財）があるが、これは舞の万歳に由来する芸能である。

いずれにしても、太夫と才蔵のやりとりが中心となつた万歳としては、府内唯一の伝承であり、資料的価値が高い。
（原田三壽）

以下、平成十一年九月十五日に和知町内の坂原敬老会で行つた万歳のシナリオを紹介する。

太夫・才蔵

エー始まりましては、誠にめでとうそうらいける。

水も湧き出る、木の芽もめんだつ、金の塗蔵白蔵。

太夫

今日はめでたい（マダラト）、坂原区の敬老会（マダラト）。大勢の方が（マダラト）お集まりなされて（マダラト）、お祝いなされる。（マダラト）誠にめでたい、オバコめでたい。

才蔵

めでたいこっちゃで、太夫さんめでたい（マダラト）。楽しそうな皆さんの前へ（マダラト）まかり出ました小畑万歳（マダラト）、相もかわらぬ文句を並べ、お祝いできるは誠にめでたい、太夫さんめでたい。

太夫

めでたいこっちゃで、オバコめでたい。（マダラト）明治大正昭和の御代と（マダラト）、今は変わつて平成の（マダラト）、若き時代になつたと（マダラト）、

（以下省略）



小畑万歳

史跡名勝天然記念物

えんじょいせきせいてつこうぼうあと
遠處遺跡製鉄工房跡

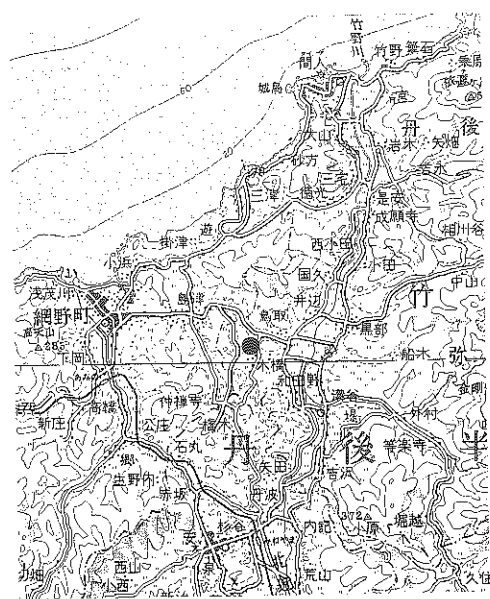
(史跡・指定)

竹野郡弥栄町字木橋小字遠處

弥栄町

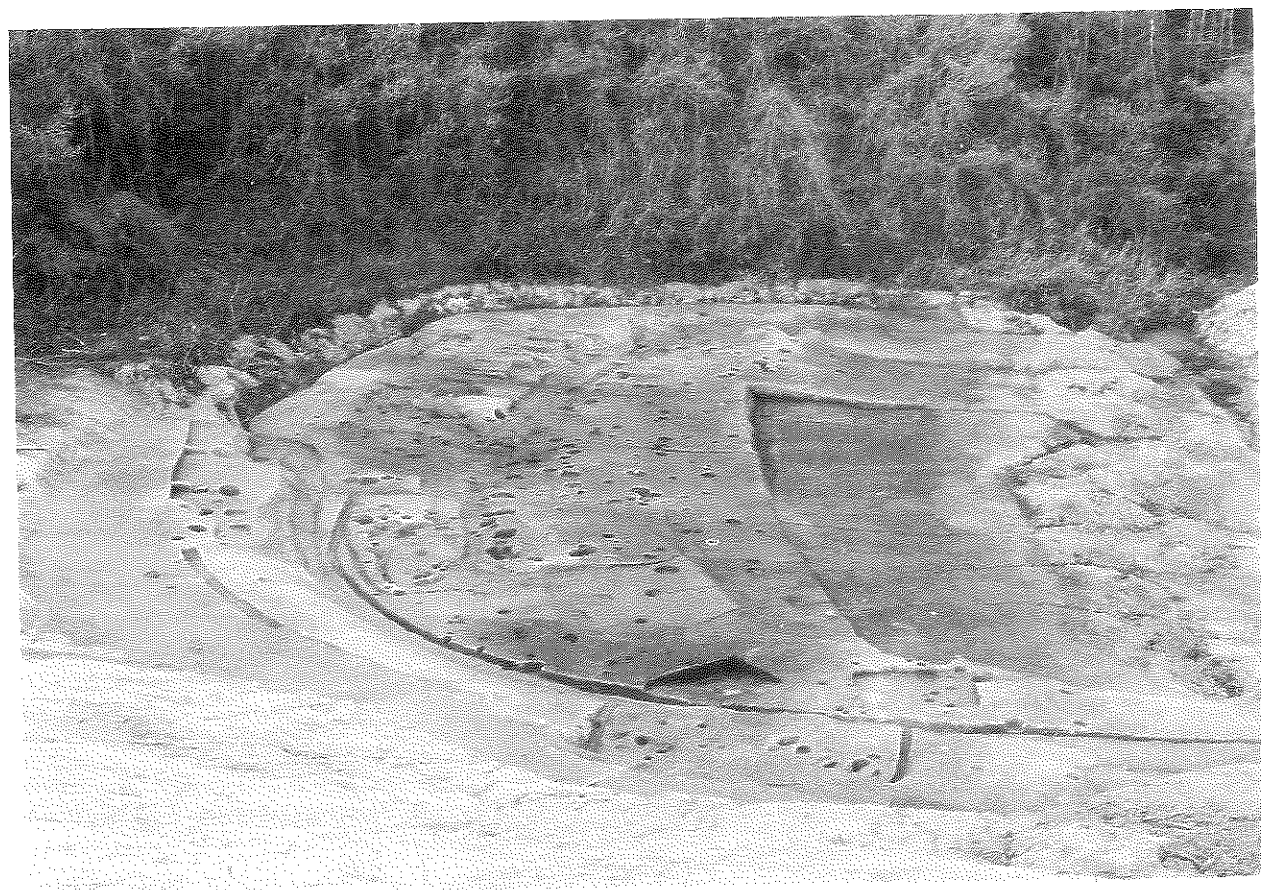
遠處遺跡製鉄工房跡は、丹後国宮農地開発事業に伴い、財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センターによって発掘調査され、その規模、構造等が明らかとなった遺跡である。

遺跡の所在する弥栄町内には、弥生時代の集落遺跡である奈具遺跡や、玉作工房などが検出された奈具岡遺跡などがあり、古墳時代前期の古墳として、青龍三年銘鏡を出土した大田南五号墳や、全長一〇〇メートルを測る前方後円墳の黒部銚子山古墳（京都府指定史跡）などがある。また、本遺跡の近くには、革綴短甲・衝角付冑など丹後では珍しい鉄製武具や、甲冑形埴輪・舟形埴輪など多くの形象埴輪が出土したことで著名なニグレ古墳がある。



位置図 (1/200,000)

遠處遺跡は、竹野川の形成した沖積地からやや西に入った丘陵部に所在し、近傍を弥栄町鳥取から網野町島津に抜ける府道が通っている。本遺跡は、それまで確認されていた遠所古墳群の発掘調査に併せ、昭和六十三年度に実施された試掘調査



発掘調査状況（南西から）財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター提供



鍛冶炉跡

財団法人京都府埋蔵文化財調査研究センター提供

ここで検出された竪穴住居跡や、掘立柱建物跡は、丘陵裾の緩やかな斜面地に作られているものが多く、谷部側は削平や流失により失われ、全容の不明なものが多い。なお、掘立柱建物跡で斜面に築かれたものは、山側をL字状に掘削して平坦面を確保し、谷側については、谷部の調査で端部をU字状に整えた板材が出土していることや、盛土痕跡が検出されなかったことなどから、張り板により平坦面を確保していたと推測されている。建物の性格としては、建物内から鍛冶炉が検出されたり、鍛造剥片や湯玉粒などが出土していることから、多くは鍛冶工房を覆う施設であったと考えられ、その他についても物置小屋等工房に関連する建物と推測さ



炭窯跡現況

れている。竪穴住居跡については、近在で古墳時代後期の鍛冶炉跡などが検出されており、あるいはそれら工人の居住する住居とも考えられる。

鍛冶炉については、床面に粘土を貼り付けて焼き固め、その上に炉本体を築いた露出型と、床面を掘りくぼめる火窪型の、二種類の炉が検出されている。この地区で検出された炉跡の内、九基について炉跡に残る鍛冶滓の金属学的調査が実施され、二基は鍛錬鍛冶炉、七基が精錬鍛冶炉であったことが明らかとなっている。

なお、ここからは、鎌や、刀子、鐔、鉄具、釘など、量的には多くないものの、遠慮遺跡全体の鉄製品出土量の大半を占める鉄製品が出土している。

また、同じ谷の下流部からは、「く余戸郷□真成田粗五斗く」と記された荷札木簡が出土している。この木簡の存在は、この地の奈良時代後半の製鉄に関して、国衙等が関与していた可能性を示唆するものである。

このように、当該地は、奈良時代後半の製鉄に伴う鍛冶工房跡がまとまって検出され、その操業について国衙等との関連が窺われ、また、古墳時代後期の竪穴住居跡についても製鉄に関連する工人が居住していた可能性があり、当時の製鉄のあり方を考える上で、重要な遺跡である。

なお、本遺跡は従来遠慮遺跡と称していたが、指定に当たり換地後の小字名に使用されている遠慮の字に改めた。

現在、当該地は、遺構保存のため埋め戻され、弥栄町が、盛土の上に芝を張って、遺跡の状況を写真やイラストで分かり易く記した説明板を設置している。なお、保存地区の丘陵部には、補助燃焼口（横口）炭窯跡一基と須恵器窯跡一基が併せて保存されている。

（山口 博）

文化財環境保全地区

ようこくじぶんかざいかんきようほぜんちく
楊谷寺文化財環境保全地区

(決定)

長岡京市浄土谷字堂ノ谷二番地他

宗教法人 楊谷寺 他

楊谷寺は、長岡京市の西南部にある浄土谷に位置し、境内背面の山中で大阪府三島郡と境界を接している。当地区には柳谷集落があり、この地は長岡京市街地を流れる小泉川の上流である柳谷川の上流溪谷域で、地質形態としては、南北に西山断層が走る丹波層群から構成され、近くからはジュラ紀放射散虫化石が観察されている。

当寺は西山浄土宗に属し、通称「柳谷観音」と言われ親しまれており、十一面千手千眼観音を本尊として祀っている。開創は、大同元年（八〇六）に洛東清水寺の開祖延鎮僧都により開かれたと伝えられ、平安時代に白河天皇から「立岩山西清水寺」の勅願を賜り、その後弘法大師や恵心僧都、水願上人等の入山があったと伝えられることから、修験の場として知られていたと察せられる。

弘仁年中（八一〇～八二四）の弘法大師入山の時、傍らの岩窟に湧き出したという伝説のある「独鈷水」は、眼疾に効ある霊水として古来より広く信仰された。元禄頃に浄土宗西山派に改宗した後は、本尊と合わせて一層信仰者も集まり、江戸時代末期頃には畿内各地に数百の参詣請が組織された。

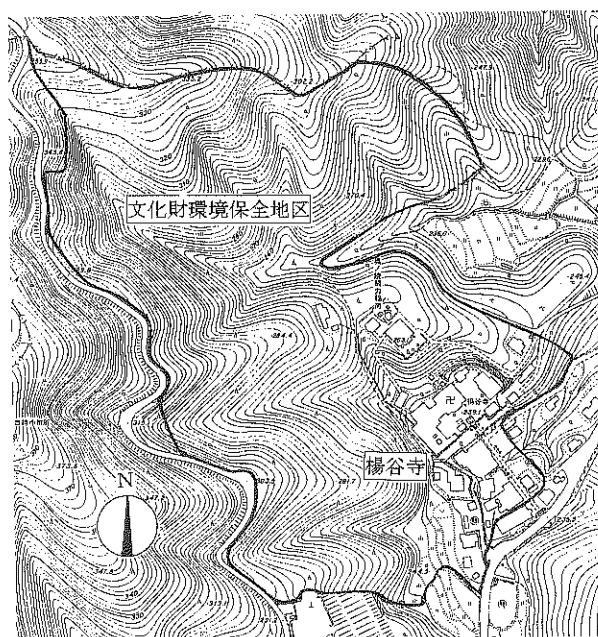
境内には、弘化二年（一八四五）に建立された本堂をはじめ、安永年間（一七七二～八〇）建立の表門、江戸時代後期建立の庫裏及び書院（いずれも府登録有形文化財）など、近世後期から明治にかけて建立された建造物群が建ち並び、参道から境内へ上がる石階段や表門から周囲に延びる土塀及び石垣などとともに、壮観な伽藍景観を形成している。また門前には、明治時代以降、参詣者のための旅館等が造られ、大正期から戦前にかけては、参道の両側に軒を並

べていた時期があり、現在も一部その面影を残している。

本堂西北にある庭園（府指定名勝）は、隣接する書院の北側縁先の踏石から池中の飛石づたいに中島へ渡り、さらに自然石石橋を介して対岸山畔へ連なる小径を縮景的に取り込んだ座視観賞式池庭であり、江戸時代中期から末期にかけての特徴をよく示す。

伽藍背後の森林は、釈迦岳山麓から流出している柳谷川の上流溪谷を取り囲む斜面地にあり、樹種はスギ・ヒノキの植林木が主流で、一部アカマツ・コナラの二次林が占める。

スギ・ヒノキの植林木は、四〇年生くらいの木を筆頭に様々な年齢の木が分布している。これは何年にもわたる植林によるものであると考えられるが、現状はやや過密気味となっており、将来的には除・間伐等の対策も必要である。なお面積は少ないが、独鈷水の奥方に広がるヒノキ林は、胸高直径五〇センチメートル、樹高三〇メートルに及ぶものも見られる雄壮な林で、寺院の歴史に



楊谷文化財環境保全地区範囲図

相応しい重要な景観となっている。

アカマツ林は、寺院東部の境界尾根筋に散在している程度であるが、いずれも痩せ地のためか生育状態は良くない。コナラ林は、一部クリ等を交えた林が点在しており、そのうち北部境界沿いの部分は、ソヨゴ、アラカシ、ケヤキを伴って雰囲気の良い林となっている。その他、竹林が一部入り込んでいる。

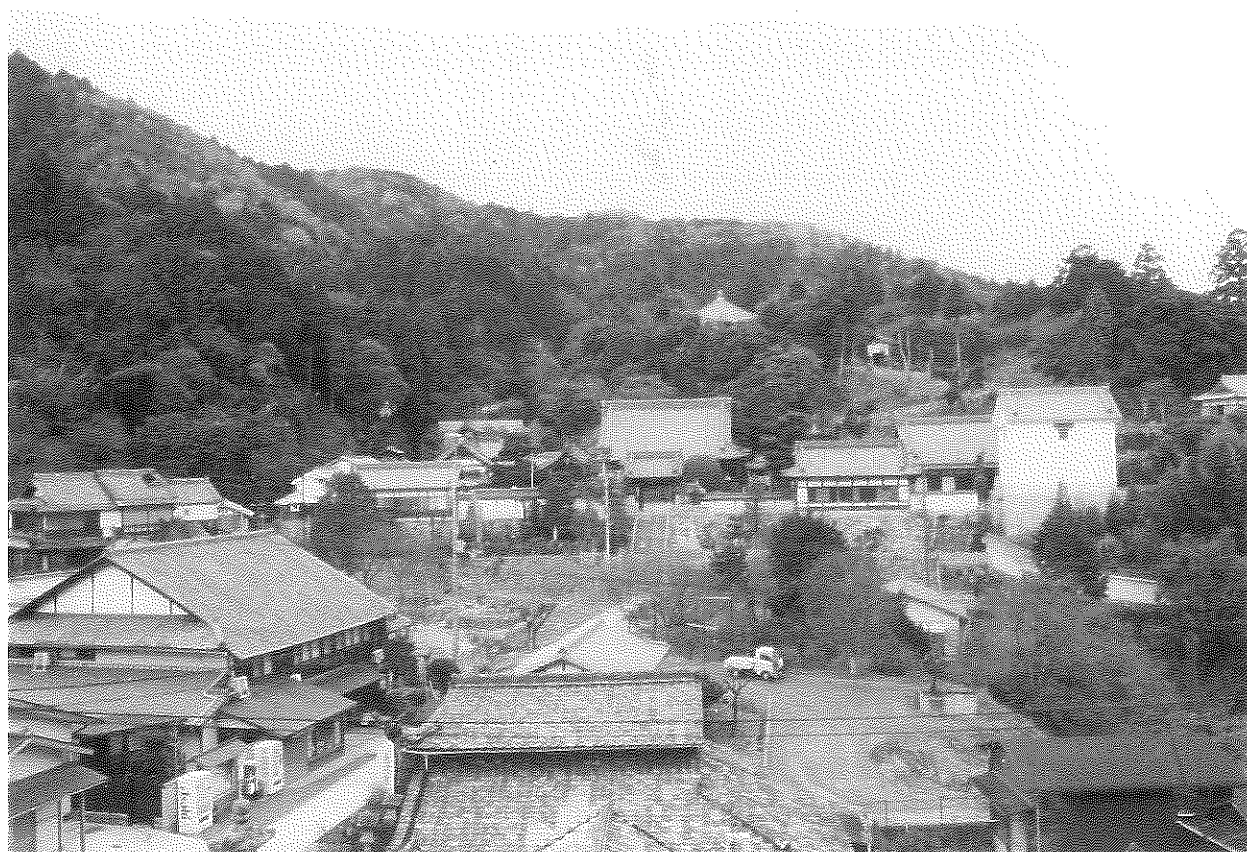
このように、楊谷寺とその周辺地区約一・四ヘクタールは、静閑な山中の緑に囲まれた環境の内に、寺院伽藍と門前が一体となって庶民信仰の場を形成してきた貴重な歴史的景観であり、本堂をはじめとした文化財建造物の環境を保全するためには欠かすことのできない重要な地域である。（平井 俊行）



楊谷寺文化財環境保全地区本堂（府登録）



楊谷寺文化財環境保全地区庫裏（府登録）



楊谷寺文化財環境保全地区 遠景

選定保存技術

がくかんがつきせいさくしゅうり
雅楽管楽器製作修理

(選定)

(保持者)

八幡暹昌(雅号・内匠)

昭和十二年九月三日生

京都市左京区静市野中町二五〇番地四七

雅楽は、奈良時代以来の歴史を持つ我が国最古の伝統芸能である。これは中国唐代に流行した東アジア諸国の音楽・舞踊の面影を今日に伝えるもので、宮内庁楽部で伝承されるものは重要無形文化財に指定されている。一方、大阪市四天王寺の聖霊会舞楽や奈良市春日大社の春日若宮おん祭の神事芸能は、重要無形民俗文化財に指定されるが、このように民俗芸能としてもまだまだ各地に伝承されている。

雅楽は、太鼓、羯鼓、鉦鼓といった打楽器(打物)、和琴、楽箏、琵琶などの絃楽器(弾物)、笙、箏、龍笛、高麗笛、神楽笛などの管楽器(吹物)といった三種の楽器の総合演奏により行われる。保存については、宮内庁の楽師は国家公務員であり、彼らによつて後継者養成が図られている。民俗芸能でも保存会組織を整えて行っているが、雅楽伝承の基礎となる楽器、特に管楽器の製作修理についてはその伝承が危機的な状況にある。

管楽器の材料となる煤竹は、囲炉裏の煙で百年近く燻された竹であるため、すでにその調達は困難となっており、今後新たな製造も望めない。また、製作修理技術は、正確な音階を身につけた上で、金工、木工、竹工などの技術を習得する必要があるため、一人前の技術者になるには長期間を要する。

雅楽管楽器製作修理は、現在では今回の八幡氏をはじめ、京都在住の数名により行われている。そのうち、福田泰彦氏(大正十五年生)、山田全一氏(昭和九年生)は、「雅楽管楽器製作修理」の国選定保存技術保持者に認定されている。

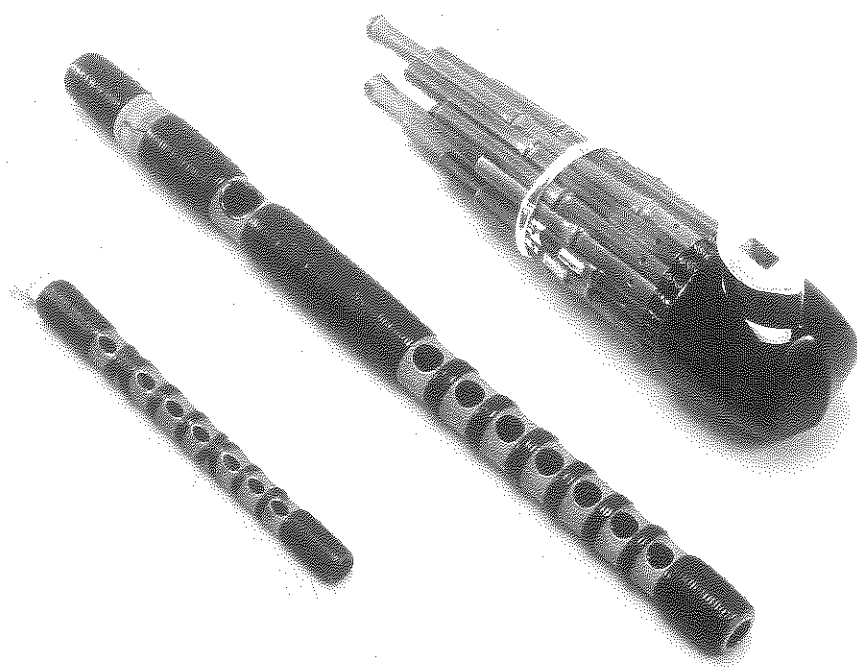
いずれの技術者も高齢化し、需要の減少もあつて後継者難で、材料確保の問題に直面している。この技術の消滅は、我が国の雅楽保存に直結する問題であり、現状はまさに存続の瀬戸際にある。

八幡暹昌氏は、昭和十二年京都市上京区に生まれた。八幡家は明治まで石清水八幡宮の社家で、代々管楽器の製作を家芸家職としてきた。八幡家では、八幡氏の父政平氏は次男のため冠師となり、現在も冠烏帽子製作を続ける。父の兄熱政は雅楽器師だったが、十九歳で死亡してしまい、また祖父儀政が亡くなったとき父は十一歳であつたため、そのときから笛師の仕事は絶えることになった。八幡氏の兄は長男であることから父の跡を継ぎ冠師となったが、八幡氏は次男だが山田正治氏の勧めもあつて八幡家の家職復活を志し、昭和三十一年に山田氏より管楽器製作修理の手ほどきを受け、翌年には祖父の直弟子だった山本幸次郎氏に師事して八幡家伝来の割管技術を習得した。以来、弟の頼之氏に技術を伝えるとともに、自らも研鑽に務めてきた。

氏は三管すべての製作修理を手がけるが、中でも特筆すべきは笙の袖管と箏・笛の割管の技術である。笙は竹の根本につけたリードの振動で音が出る。リードを振動させるには竹の中を移動する息の流れが重要だが、袖管は文字通り袖に入る短い笙で、携帯性を重視した楽器であるため、短い管で長いものと同様の音を出す必要がある。そこで一度竹を縦に割り、管の中を移動する空気が竹の中で反転する仕組みを作らねば長い管と同様な音は出ないので高度な技術が必要となる。割管は竹を縦に一六分割し、水につけてふくらませては乾かし、竹を縮ませて元の形に組み直して作るものである。龍笛や箏では一本の竹をそのまま材料とすることもできるが、いくら煤竹を原料としても竹には厚みがあるためわずかな水分が残っており、そのため経年変化により歪みが生じるのは免れない。それに比べ割管は、細かく分割しているので変形しにくく、また幅が一定になった理想的な管の形に仕上げることができる。したがって、音色にも優れ、以後の変形もないのだが、非常に手間がかかり工程が複雑となる。

以上のような技術を習得する八幡氏は、雅楽の保存を図る上で貴重であり、

その存在は重要である。



管楽器（左から箏篳、龍笛、笙）

（原田三壽）



作業風景



保持者 八幡暹昌氏

京都府の民俗芸能

現在の京都府は、山城、丹波、丹後の旧三か国からなる。京都府の民俗芸能を概観するには、旧国別に見ていった方が地理的・歴史的な性格から考えても適当であるので、以下、山城、丹波、丹後の順に述べる。なお、煩雑を避け、重要無形民俗文化財を国指定、京都府指定無形民俗文化財を府指定、京都府登録無形民俗文化財を府登録などと略記する。

一 山城

山城は畿内五か国の一つである。延暦三年（七八四）現在の向日市と長岡京市域に長岡京が遷都されたが、十年と続かず延暦十三年（七九四）には京都市域に平安京が置かれた。以来京都府は都城の地で、長く政治・経済・文化の中心であるとともに、各宗派の本山の並び立つ宗教の中心地でもあった。こうしたことから、時代ごとに様々な芸能が生まれ、全国に伝播して各地の芸能に多大な影響を及ぼしてきた。

山城国の中でもまずはじめに京都市内を見ておこう。

洛北の春を彩るものにやすらい花（国指定）がある。やすらい花は、北区西賀茂川上町、紫野の上野、雲林院、上賀茂岡本・梅ヶ辻などで行われている。上賀茂やすらい花は五月十五日に行われるが、ここ以外は、毎年四月第二日曜日に実施している。いずれも狩衣姿の督殿（くわくごん）に続いて、小袖に袴、カッコをつけ小鬼と呼ばれる稚児二人、赤や黒の赤熊（しぐま）を被り、緋色の衣装をつけた大鬼四人（鉦二人、太鼓二人）、これを囃す太刀持ち、笛、音頭といった内容で構成される。

やすらい花の歴史は古い。平安時代末期の久寿三年（一一五六）春に行われた祭が『梁塵秘抄口伝集』巻一四に記されており、この記述から芸能や唱歌が

わかる。平安時代からそのままの形で伝承されたものではないだろうが、赤熊をつけた鬼が激しく踊り、賑やかに囃す姿は、囃子物の典型的な伝承として重要である。

中京区の壬生寺、右京区の清涼寺では毎年四月に大念仏狂言（ともに国指定）が行われている。壬生では毎年四月二十二日から二十九日までの一週間、境内の大念仏堂（重要文化財）で実施されるが、節分会や十月十日にも行われている。鰐口の印象的な音から、「壬生のガンデンデン」ともいわれ親しまれてきた。嵯峨では、三月十五日と四月中旬の土曜日、日曜日に、境内の狂言堂で行われる。

大念仏狂言は、大念仏会に伴った乱行念仏が芸能化したものといわれ、鰐口と笛の囃子にあわせて進行する無言劇である。江戸時代に入ると能狂言などを取り入れて、芸能的な発展をみせ今日の形態になっていくが、それでも無言劇が続けられたのは、口中で念仏を唱え、手で種字を書いて法要を勤めるという信仰に基づくからである。

壬生の曲目は合計三十番あるが、毎日「焙烙割（ほろくわり）」に始まり、最終日の結願には「湯立」、最後に「棒振」を演じることになっている。蜘蛛の精と源頼光が対決し、蜘蛛が糸をはくことで人気のある「土蜘蛛」は、能楽の「土蜘蛛」に取材したもので、舞台には「飛び込み」があるなど芸能に合わせた舞台の展開も見られる。一方、壬生狂言の「桶取」に影響を受けて地唄の「三国一」ができあがるなど壬生狂言は他の芸能にも大きな影響を与えている。嵯峨と壬生とは共通する曲目も多いが、嵯峨には「釈迦如来」のように壬生にはない曲目もある。古くから両方が競いあつて今日まで伝承されてきた。

壬生と嵯峨以外に、上京区の千本閭魔堂（せんまどう）で行われる大念仏狂言（市登録）を加えて俗に三大念仏狂言と称されている。千本では、毎年五月一日から四日まで、引接寺（千本閭魔堂）境内の舞台で行われる。演目は多数あり、五五番ほどを数えるが、鰐口、笛の囃子にあわせて行われる構成は、壬生や嵯峨と同様であるが、ほとんどの曲がセリフをもつ狂言であることから、能狂言の影響を強く受けたことがわかる。

七月の祇園祭、八月の五山送り火とともに、京都の夏を代表する祭に六斎念仏がある。

仏典に説く六斎日は、毎月八、十四、十五、二十三、二十九、三十の六日間であるが、この日は悪鬼が出て人命を奪う不吉の日であるので、この日は謹んで仏の功德を修し、鬼神に回向して悪行から遠く離れ、善心を発起せしめる日であると考えた。六斎念仏は、平安時代に空也上人が始めた踊躍念仏に始まるといわれるが、その六斎が孟蘭盆に結び付き盆行事として定着したものが現在の六斎念仏である。

現在、京都市北区西方寺、小山郷、上京区千本、中京区壬生、下京区中堂寺、右京区嵯峨野、梅津、水尾、郡、西院、西京区桂、東山区六波羅蜜寺、南区吉祥院、久世、上鳥羽の十五箇所については、「京都の六斎念仏」という名称で国指定となっている。このうち、西方寺、六波羅蜜寺、空也念仏郡、円覚寺は念仏中心の六斎だが、他は芸能的な内容をそなえている。

京都の六斎念仏は、芸能六斎と念仏六斎の大きく二つに分けることができる。芸能六斎は近世になって伊勢大神楽、大念仏狂言など各種の芸能を貪欲に取り込み、芸能色豊かな内容に発展し現在の姿となった。いずれも最初に発願で始まり、最後は結願で終わるという六斎念仏の枠組みは残しているが、発願と結願の間に、四ツ太鼓、祇園囃子、猿回し、獅子と土蜘蛛など能や歌舞伎に取材した演目を行う。曲目の順序やその有無、芸態などは保存会ごとに若干の違いがある。戦前までは清水寺の舞台で競演を行うなど、各保存会が他よりもより高度に、見栄えよくと競いあつて今日に至った。

上演は八月九日壬生六斎が壬生寺で行うのを始めとし、九月第一日曜日に嵯峨野六斎が松尾大社で行うのが最後であり、この間に各保存会が日時、場所を決めて公開を行っている。

左京区の最北辺、滋賀県朽木村に近い山村に久多がある。ここでは八月二十四日志古淵神社の祭礼に花笠踊（国指定）が行われる。花笠は四角の行灯を本体に、透かし彫りの飾りとともにハシバミと呼ぶ植物で作った造花で、精巧に作り上げられた灯籠である。花笠は四軒の花宿を決めて八月十四日から作り始

める。現在花笠は壮年が手に持って踊るが、本来は青年が被って踊った。踊は上と下の二組に分かれ、七番の奉納曲を三番と四番に分けて年ごとに交替して行う。百三十番余の踊り歌を残しており、掛けられれば掛け返すという風流踊の形態をよく示している。また、久多のように灯籠を被って踊るものに、左京区八瀬の秋元神社で、毎年十月十日の夜に行われる赦免地踊（市登録）がある。赦免地踊は、八人の灯籠着を中心に、音頭取り四人、太鼓打ち一人、太鼓持ち二人、シンボチ四人、踊子一〇人で構成される。灯籠着には警護という介添がつく。赦免地踊は灯籠踊とも呼ばれるように、女装の青年が頭上に頂いた切子灯籠に特徴がある風流踊である。踊り歌は道歌、潮波踊、花摘踊、茶摘踊など十番を伝える。現在では、灯籠着が踊と呼べるような所作はとらないけれども、道歌で練り込み、狩場踊で納める構成は古態をとどめている。

『兼見卿記』には、天正九年（一五八一）七月、岩倉や高野など洛北の村々に、掛け踊が流行したことが記されているが、久多と八瀬の灯籠踊はその名残をとどめるものであろう。

左京区の松ヶ崎と向日市鶏冠井には題目踊、左京区修学院には大日踊（市登録）が伝承される。鶏冠井は西日本ではじめて法華宗が広まったところで、左京区松ヶ崎と同様住民すべてが法華の信徒という土地柄であった。

鶏冠井の題目踊（府指定）は、毎年五月三日の石塔寺花祭に行われる。踊子十数人、太鼓たたき一人、音頭取り数人、拍子持ち一人、御幣持ち一人（今なし）で構成される。法華の教義と信仰を説く「序ひらき」をはじめ、「蓮華踊」、「拍子踊」、「扇踊」、「結踊終」など合計十三曲を伝承する。

松ヶ崎の題目踊（市登録）は、八月十五、十六日の夜、涌泉寺の境内で行われる。男女が団扇を手に、二重三重の輪を作り、男女に分かれて一句一句の掛け合いで、太鼓にあわせて妙法、蓮華経、七遍返し、難陀の四曲を踊る。題目踊の後、さし踊と呼ばれる楽器を用いない手踊が踊られる。

京都府南部、奈良県境に近い山城町棚倉の涌出宮と木津川を隔てて対岸にある精華町祝園では居簀祭が行われている。祝園の居簀祭（府指定）は、一月の初申の日から三日間、棚倉の居簀祭（国指定）は、二月十五日から三日間といっ



涌出宮の宮座行事（山城町）

た年頭の厳寒期に行われている。祝園では、第一日目の風呂井の儀で井戸より神を迎え、二日目に御田、三日目に綱引きを行う。御田は深夜行われるもので、松明持ちと呼ばれる青年が白の浄衣をつけ頭には白布を巻き、腰に模型の唐鋤と馬鍬、五穀を入れた袋をつけて幸の森と呼ばれる祭田まで松明を担いで進み、神職と共に草刈り、面付き、田鋤、畝たて、五穀の種まきなどの諸式を行う。棚倉では、第一日目が門の儀、二日目が縄作り、三日目が御田である。三日目は、はじめに巫女が恵比寿神樂を舞い、一日目と同様宮座の饗応式があつてから御田が行われる。御田は、まず田舟が出され、ぼうよと呼ばれる子供が登場し、神職が鍬を肩に掛け粃を三回まく。次いで、そのいち、とも、ぼうよの三人が松苗を持って田植えを行うというものである。

いずれもかつては氏子たちが炊事、洗濯のみならず物音さえもしないように厳しい物忌みを行った祭であつた。現在でも祝園では居籠祭の期間中は物忌みの印に戸口に筵むしろをつるす家が見られる。

木津町相楽の御田（府指定）は、毎年一月十五日に相楽神社で行われる。相楽神社は現在まで宮座で祭祀を続けているが、宮座は氏子の男子が加わる村座で、北座、南座、南分座の三座があり、さらにこれらは前座、中座、後座に分かれ、合計九座からなっている。御田は、太夫一人、太鼓一人、歌二人、早乙女三人で構成され、次第は、祝詞、鍬初め、鋤初め、肥打ち、

苗代しめ、種まき、春田打ち、田植えの順である。太夫は面をつけ、鍬や鋤など模造の農具を使用しながら、農作業の各過程を模倣的に演じていく。田植えは早乙女と宮座の老人二人で、笠をかぶり苗を持って後ずさりしながら苗を植えていく。田植え以外立ち働くのは太夫一人で、太鼓の伴奏に合わせ、彼の口上と所作により御田は進行する。

また、宇治田原町の三社祭の舞物（府登録）も宮座を母体とする芸能である。大宮、一ノ宮（御栗栖神社）、三ノ宮の三社が合同して祭を行うため三社祭と呼ばれている。ここでは、田原一族座、荒木一族座など十余の宮座をもって祭は運営される。三社の御輿が郷ノ口のお旅所に到着すると、まず最初に馬駈けが始まる。その後、舞物の座により、声翁（細男）、王の鼻（王の舞）、獅子舞、田楽の順に行われる。声翁は翁の面に白の浄衣をつけたものが鼓を打ちつつ回るものである。王の鼻は、鼻高面に袴をつけた少年が鉾の周囲を巡った後それを受け取り、四方を踏み鎮める。獅子舞と田楽は役者の者が舞場に登場するだけで、芸能と呼べるものはなくなっている。ここに見られるような芸能構成は、平安末期から鎌倉時代にかけて京都の有力社寺やその荘園などで行われたものと同じ構成である。

山城町上粕には精霊踊しょうらいおどり（府登録）が伝承されている。上粕はかつて「郷」と呼ばれた五地区からなる。この五郷にはそれぞれの精霊踊が伝えられ、うら盆の八月十四日になると、初盆を迎えた家へ、郷ごとに故人にふさわしい手向けの踊を入れ合い精霊供養を行ってきた。現在は、五郷で伝承されてきた踊だけが残る。踊は、胸にカンコを付け、大きな御幣を背負い、中央で踊るカンコ打ち四人、時に芸打ちを見せる太鼓打ち三〜五人、鉦一人、音頭取り一人、四ツ竹を鳴らし囃すガワ大勢で構成され、衣装は全員白装束である。踊り歌は「入端」を始め、十数曲を伝える。花の順役屋大踊、たいま踊、宇治名所踊など小歌を主とものが多いが、極楽踊、六字踊などは念仏を囃子の中心とするものもある。盆の念仏踊が小歌を中心とする風流踊へと展開していく過程とどめる芸能である。

南山城村田山では、毎年十一月三日に花踊（府指定）が行われている。花踊



田山花踊（南山城村）

は、背に色鮮やかなシナイを背負い、胸にカンコをつけた十二人の中踊を中心に、滑稽な所作で笑いを誘うひよつとこに天狗、花笠を被り垂らした布で顔を覆い音頭を取

る歌出しに歌つけ、ホラ貝を吹く山伏などで構成される。雨乞いに伴う願済ましの芸能として伝承されてきたものだが、京都を代表する風流踊である。

城陽市寺田、井手町井手、加茂町岩船、和束町和束ではおかげ踊が伝承される。このうち、岩船と和束のものは府登録である。

おかげ踊は文政のおかげ参りを背景に河内で起り、近畿を中心に広く流行した群衆の踊である。文政十三年南山城でも爆発的に流行し、その様子は当時の水度神社（城陽市寺田）の宮司中嶋白樺の日記に詳細に記されている。それによれば、いつ、どこで踊られたかとともに、よそから踊を掛けられれば出かけていって踊り返すという掛け踊が見られるが、これによりおかげ踊が風流踊の流れを汲むものであることがわかる。城陽市寺田の水度神社に文政十三年に行われたおかげ踊の絵馬が残り、城陽市中の天満神社、加茂町白山神社、春日若宮神社の三社には、慶応三年に行われたおかげ踊の絵馬が残る。いずれも京都府登録有形民俗文化財となっている。

二 丹波

丹波は、北は丹後、若狭、東北は近江、東は山城、南は摂津、西は播磨、但馬に隣接する。山陰道が縦貫し、現在の亀岡市から摂津方面に至る池田街道（国

道四二三号線）、丹波から播磨を結ぶ篠山街道（国道三七二号線）が走るなど街道が網目状に延びる交通の要衝である。丹波は都の後背地として地理的な重要性もさることながら、慶長十一年（一六〇六）に保津川の水運が開かれてからは食料や燃料など様々な物資の供給地としても重要な位置にあった。

丹波は、現在京都府と兵庫県に分かれる。京都府側は桑田郡、船井郡、何鹿郡、天田郡であり、兵庫県側は多紀郡、氷上郡の二郡である。

丹波に特徴的な芸能として、まず田楽をあげることがある。田楽は、現在、全国的には百例ほど伝承されているであろうが、中でも丹波は、大和、若狭などと並んで現在でも濃密な分布を示しており、これは兵庫県丹波もあわせるとより顕著な傾向となる。

田楽は、京北町矢代（府指定）を始め、美山町檜原（府登録）、和知町上乙見（府登録）、綾部市於与岐（府登録）・高倉、福知山市天座（府登録）・野条（府登録）、三和町大身（府登録）などに残る。丹波の田楽は、於与岐八幡宮の祭礼芸能のように、獅子舞、王の舞ともに行われるところもあるが、ほとんどは田楽のみ単独で行われている。

京北町の矢代田楽は六苗株座、美山町檜原の田楽は鯨講、丹後の例であるが舞鶴市河辺八幡神社の王の舞、獅子舞、田楽（府登録）は宮講と、いずれも宮座で伝承されている。これは田楽が中世から神事として執行されてきたことの証左でもあり、厳しい潔斎を課すことも特徴となっている。

一方、宮座ではなく地区全体で行う田楽の場合でも、ある役のみは特定の家筋の専従としていところがある。福知山市野条の紫宸殿田楽では、笛と前立（鎧武者）、丹後の例だが弥栄町野中の田楽では、地区外の中山から鼓がくることになっており、鼓は田楽には参加しないにもかかわらず、ここでは鼓がこないことには田楽は始められないことになっている。これら田楽の詳細は、かつて京都府教育委員会編『京都の田楽調査報告書』に詳しく報告した。

日吉町田原の御田（国指定）は、五月三日に行われる。作太郎と作次郎と呼ぶ立人二人に、少女が務める早乙女四人、少年が扮する牛で構成される。御田は作太郎と作次郎の二人の掛け合いで進行し、日柄改めに始まり、池さらえ、



佐伯灯籠（亀岡市）

種籾つけ、苗代作り、種まき、鳥追い、牛買い、田すき、田植え、見回り、刈り取りと十一の次第を模倣的に行っていくものである。牛買いでは、作次郎は牛を前に博労と牛の値段を交渉し、値切りながらも結局は高値で手打ちをしてしまうところが笑いを誘い、見所の一つとなっている。田原の御田のように、内容が狂言仕立てで、田主が出て主役となり、会話を進めながら模倣的に耕作を演じていく形式は、丹波のみならず広く近畿の御田の特徴ともいえよう。また、御田は全国的には正月の修正会に行われるのが普通だが、丹波では田植えの時期に行われている。

亀岡市の佐伯灯籠（国記録選択・府指定）は、延喜式に記載される稗田野神社を中心し、御霊神社、河阿神社、若宮神社の四社の出会い祭として八月十四日に行われる。行事には、御霊神社における大松明、還幸後に稗田野神社でくりひろげられる灯籠追い、灯籠吊り等があるが、そうした松明や灯籠行事とは別に所々で人形浄瑠璃も演じられることになっている。

灯籠には二種類ある。一つは神灯籠といい、脚（四本の柱）を二人で持つて運ぶようにできている。もう一つは台灯籠で、これが移動式の人形浄瑠璃の舞台を兼ねている。台灯籠は、中央を精巧な透かし彫りで飾る御殿の作り物で、人形浄瑠璃を上演する際には、この御殿部分を後方に移動させ、そのわずかな空間に人形遣いが入り人形を操るしくみになっている。

佐伯灯籠の人形は、文楽で使う三人遣いのものとはことなり、大きき約三十センチの小さな串人形である。操作としては、背中にさした串とそれに付属するひもをひ

いてを動かす簡単なものであるが、やはりこれは文楽以前の古式を示すものであろう。

人形浄瑠璃は、この佐伯灯籠と和知町のものとはわずかに二例の伝承である。和知人形浄瑠璃（府指定）は、幕末明治に起源を持つというが、文楽タイプの人形を用いるものの、人形が一人遣いのところに特徴がある。演目としては、佐伯灯籠と同様なものが多いが、地元で故事にちなむ新作も創作しており、依頼があれば出かけるなど現在でも幅広く活動している。

美山町鶴ヶ岡の諏訪神社は、旧鶴ヶ岡十九か村の氏神である。三十年ごとに大祭、十五年ごとに中祭を行っており、そのときに氏子の五地区からそれぞれの持ち芸が奉納される。高野と鶴ヶ岡は神楽、盛郷・福居は合同で振物、豊郷は振踊と獅子舞という内容になっている。芸能は大祭と中祭しか奉納していなかったが、平成三年の府登録を契機に、二年に一度輪番で芸能を奉納するようになった。

丹波、丹後の祭の特徴の一つとして、この諏訪神社祭礼芸能のように、数か村が連合して祭礼を行う「惣」の祭をあげることができる。丹波では、このほかにも福知山市上野条の御勝八幡神社や、丹後になるが宮津市籠神社、伊根町宇良神社の祭礼がその代表である。これらの祭は、それぞれの区が芸能を持ち寄り、順番に奉納していくという形式をとるが、そこには地下（自らの地区）の祭と惣の祭という重層した祭礼形態を見ることができ



諏訪神社祭礼芸能（美山町）

美山町田歌の神楽（府登録）は、般若の面をつけた鬼二人、顔に限

取りをした奴三人、ひょっとこ一人、お多福一人、樽負いじい一人で構成される。ならし、かぐら、さんぎり、にぎまくら、三人舞の五曲からなる。三人舞では腰の曲がつた樽負いじいがお多福に戯れるところが笑いを誘う。田歌の神楽は、ひょっとこやお多福などがもどき芸を行い、それに奴がからんで太鼓を打ち巡るもので、大神楽の獅子舞が欠落し、滑稽芸と太鼓打ちの比重が高まったものであり、そこに地域的な特色が示されている。

同じ美山町の諏訪神社と道相神社にも神楽（ともに府登録）が伝承されている。いずれも獅子舞が欠落したものであるが、ともに俵振と呼ばれる芸能が付属している。俵振は大勢の青年が小型の米俵を持って伊勢音頭にあわせて踊るもので、府内でも他に例がなく、美山町のみ伝承である。諏訪神社の俵振は道相神社に習ったといわれている。

由良川は丹波高原に源流を発し、京都府北部を貫流し日本海に流れ込む河川である。その中流域の大江町を中心に、練り込みと称する奴振が集中的に分布している。奴振はこの周辺以外では丹後半島の岩滝町や先ほどの美山町田歌、山城では京都市伏見区の御香宮で行われている。芸能は、大鳥毛を受け渡しする奴の所作が見所で、毛槍や挟み箱などが附属して大名行列を模したものである。基本形態は同じだが、取り物の構成と数量は地区ごとにことなっている。一方、福知山市には同じ練り込みという名称ながら、大名行列を模した奴振とは異なった太鼓打ちの芸能が伝承されている。福知山市牧の練込太鼓は、太鼓屋台に乗せた大型の鉦打ち太鼓を子供たちがときに芸打ちをしながら打ち巡るものである。また、奥榎原のものは、屋台に乗せた大太鼓を打つオウドと腰に締太鼓をつけた太鼓打ちが巴にからみながら太鼓を打つ。ともに府登録である。

三 丹後

丹後には太刀振、笹ばやし、花踊などの名称で呼ばれる風流系の芸能が濃密に分布している。また、神楽、三番叟、楽と呼ばれる太鼓打ちの伝承も多い。丹後で神楽といえ、伊勢太神楽系の獅子舞を意味する。これは丹波において

も同様である。太鼓を楽と呼ぶのは、古くからの慣習である。現在でも丹後では太鼓を楽、鉦打ちの大太鼓をのせる台を楽台と呼んでいる。徳利形の太短いばちで所作を交えながら数人が太鼓を打ち巡る楽打ちは丹後全域に広く分布している。丹後の祭礼芸能のあり方の大きな特徴は、一地区内に神楽、太刀振、笹ばやし、楽打ちなどといった異なった複数以上の芸能を保持し、それを奉納する形態をとることである。

太刀振は、保育園児から青年までの振り子が、太鼓と笛の伴奏にあわせて、棒、太刀、長刀を勇壮に振るもので、丹後一円に広く分布しており、丹後を最も特徴づける芸能である。

太刀振には、二人が組になって切り組みを演じる「組太刀」型と大勢が同じ所作で一斉に揃い振りを演じる「大太刀」型の二種類の伝承がある。組太刀型は舞鶴市域を中心に分布するが、綾部市島万や美山町鶴ヶ岡といった丹波の一部や福井県高浜町佐岐神社の七年祭のように若狭にも分布する。

組太刀型は地元では「フリモン」（振物）と呼ばれており、最初は保育園児が棒を打ち合す露払いに始まり、少年から青年へ年齢階梯的に、棒や刀を使った切り組みが高度な内容となっていく。舞鶴市東吉原の振物（府登録）は、露払い、大薙刀、小薙刀、小太刀、野太刀、間抜け、前関棒、後関棒の六曲からなる。田辺城の城下にある朝代神社の祭礼に奉納されるもので、振物を代表す



東吉原の振物（舞鶴市）

る伝承である。

大太刀型は刀身を棒の先端につけて長刀状にした太刀を一人で振るが、大勢が一斉に同じ所作を取るところに特徴があり、舞鶴より西部の丹後地域に分布し、これは地元でも太刀振と呼ばれている。特に、大太刀型の代表的なものとしては、宮津市籠神社の祭礼に奉納される江尻、中野、溝尻の太刀振であろう。宮津市籠神社の太刀振は周辺にも多大な影響を与えており、中郡や竹野郡で明治期に太刀振を導入したところでは、しばしば明治二十年代後半から四十年代前半にかけて籠神社のものを習ったという。この時期は、それまでにこれといった祭礼芸能を持たなかった地区が、丹後一宮の籠神社や二宮の大宮売神社の祭礼芸能を導入した時期で、この頃に丹後では芸能の高揚期であったようである。

一方、丹後半島先端の伊



宇良神社祭礼芸能（伊根町）

根町と丹後町の一部には組太刀と大太刀の折衷型ともいえる両方が混じり合った太刀振が行われている。ここでは、こうした太刀振とともに花踊と呼ばれる風流小歌踊が分布しており、これらが組となった祭礼芸能として伝承される。祭礼は、まず幼児による棒振があり、その後太刀振、花踊の順に行われる。太刀振は、二人で切り組みを演じる小太刀と大勢で揃い振りを演じる大太刀の二曲からなるところが多い。花踊の踊子は必ず花を採り物とし、傘

鉾や猩々緋の先端を華麗な造花で装うところが多く、全体的に花が強調されている。

笹ばやしは、舞鶴市から久美浜町まで丹後一円に広く分布するが、由良川流域（旧加佐郡）のものと丹後半島の付根の中郡周辺ものには明かな違いがある。前者には芸能の口上役である東西がいるが、後者にそれはいないものの、笹と軍配を持ったシンボチ、太鼓打ち、音頭という構成は同じである。太刀振では、前者の太刀振が組太刀であるのに対し、後者は大太刀といった相違があるのは先にふれた。

弥栄町黒部や舟木に、踊子と呼ばれる芸能がある。黒部の踊子（府指定）は、大太鼓六人、ササラ六人、カンコ（腰付）六人、鬼一人で構成される。舟木（府指定）では、大太鼓四人、ササラ四人、カンコ四人、鬼一人と黒部よりも二人ずつ減った形である。いずれも大太鼓は太鼓持ちと太鼓打ちに分かれている。全員膝までの緋の着物に襷掛け、草履ばきであるが、大太鼓だけ赤い上着をつけ赤熊を被り、カンコは色鮮やかな帽子を被る。鬼は鬼面に赤熊、やはり赤い上着に胸当てを付ける。鬼に従えられた一団は傘鉾が先導し、神社を始め、所望された家々を回っていく。

丹後町竹野のテンキテンキ（府登録）は、太鼓持ち二人と太鼓打ち二人が、赤熊を被り、赤い上着を付けている。遠下のちいらい踊（府登録）



竹野のテンキテンキ（丹後町）

は舟木の踊子がさらに二人ずつ減った形である。遠下では赤熊などを被らないが、それ以外は風流の傘鉾、赤い上着に赤熊といった扮装が同じであり、また家々を回って囃していくさまは、洛北のやすらい花と同様な内容である。

丹後町大山の刀踊は、シンパチ一人、棒振二人、キヤーモチカキ四人、大勢の刀踊といった踊子に、太鼓打ち二人、太鼓持ち二人、歌うたい二人の囃子方で構成される。傘鉾に棒振、刀を担ぎ扇子で打って囃し踊る刀踊、太鼓打ちと太鼓持ちといった組み合わせは、中世に囃子物と呼ばれた踊の様式を留めるものである。特に、刀を担いで扇子で叩いて囃すといった形式は、中世末期の絵画資料である月次風俗図などいくつかの例がある。現行のやすらい花では扇子で打って囃しはしないが、同様な出で立ちで傘鉾について練り歩く。こうしたことから、大山の刀踊は、囃子物の伝承として重要である。

舞鶴市河辺中の八幡神社は、河辺谷の旧六カ村、河辺中、室牛、栃尾、西屋、河辺原、河辺由里の氏神である。九月十五日の祭礼には、宮講により鉾の舞、獅子舞、太鼓の舞、膝ずりと呼ばれる芸能（府登録）が奉納されている。鉾の舞は王の舞のことで、太鼓と膝ずりは田楽である。一方、十一月三日の秋祭には三年に一度、振物、神楽、三番叟（府登録）が奉納される。河辺中、栃尾、西屋、河辺原の四地区は振物、室牛は神楽、河辺由里は振物の露払いと三番叟が持ち芸となっている。

ここで注目すべきは、先にも少しふれたが、九月十五日の祭礼は宮座で伝承されるのに対し、十一月三日の祭礼は氏子の各地区が芸能を持ち寄り行うことである。王の舞、獅子舞、田楽といった構成をとる芸能は、鎌倉時代に京都を中心に流行したものであるが、河辺ではそうした中世芸能をもって祭祀を行っていたところへ振物、神楽、三番叟などといった新しく流行した芸能が伝わり、祭礼の執行形態をかえて伝承したものと考えられる。祭礼芸能の地域受容を考える上で貴重な事例である。

京都府と福井県の県境に松尾山がある。別名若狭富士とも呼ばれる秀峰であるが、その山の京都府側の中腹に西国二十九番札所である松尾寺がある。ここでは、五月八日の花祭に仏舞（府指定）が行われている。

仏舞は、一の釈迦、二の釈迦、一の大日、二の大日、一の阿弥陀、二の阿弥陀という六人のホトケこと舞人が、龍笛三、簞篋一の管方と羯鼓一、太鼓一の打物にあわせて舞うものである。舞人は、面をつけ宝冠をいただし、その後ろに光背を差し、白木綿の上着に袴をつけ袈裟をかける。その上に金襴の覆いを掛けたカッコをつけており、大日は振鼓とバチ、釈迦は両手にバチを持つ。本堂に敷いた二畳のうすべりが舞台で、印を結び、ときに楽器を打つ所作をする。仏舞は舞楽の「菩薩」によるものといわれる。菩薩は現行の雅楽では廃曲となっているが、かつての流布をうかがわせるものである。

（原田三壽）

京都府指定・登録等文化財市町村別件数一覧

(平成13年3月23日現在)

市町村	種別	有形文化財												無形文化財		民俗文化財		史跡	名勝	天然	記念物	指定小計	登録小計	文庫地区	全地区	選定技術	合計					
		美術工芸品												無形	文化財	有形	無形															
		建造物	絵画	彫刻	工芸品	書画	典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計																					
指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	指定	登録	決定	選定									
京都市	33	6	14		12	10				8	4	7	55	6	1			1	1	1	98	6		4	108							
向日市	2	1															1	1			4	1			5							
長岡京市		1	2		4					1	1		8						1		9	1	1		11							
大山崎町		1						1					1								1	1			2							
宇治市	7	3			2	1				2	1		6	1				1	2	1	18	3	2		23							
城陽市		4			2								1	2	1		2				1	2	8	4	14							
八幡市	2	2			1	2				1				4				1	1	1	9	2	2		13							
京田辺市	1	5			2	1				1	1	1		4	2						5	7	6		18							
久御山町		1								1				1				1				3			3							
井手町	1	1			1					1				1	1					1	3	2	2		7							
宇治田原町		2																1				3	2		5							
山城町	2	3		1										1				1			2	5	3		10							
木津町		3			1	1							1	1			1	1	1		3	5	2		10							
加茂町	1	1			3	2	2	1					6	3			3	3	1		1	8	10	3	21							
笠置町	2							1		1			2					1			2	3	1		6							
和束町	1	2											2				2	1		1	3	4	1		8							
精華町	1					1							1				1				2	1	1		4							
南山城村		2	1								1		1	1			1				2	3	1		6							
京北町	1				1						1		2				1	1	2		1	7	1	1	9							
美山町	1	1	1		0								1					8			2	9	2		13							
亀岡市	1	6	1		1	2	2			1			1	6	2		1	2	2		3	12	11	6	29							
園部町	2	2				1	1			1	1			3	1				1		1	7	3	1	11							
八木町	1	2															1	1				3	2	2	7							
丹波町		1	2		2	1	1			1	1		6	2								6	3	1	10							
日吉町		1			1		1	1					1	2			1	1				2	4	1	7							
瑞穂町		2			1								1					1				1	3	1	5							
和知町										1			1				1	2				2	2		4							
綾部市	5	6	1			1	2				1			3	2	1		3		1	1	11	11	4	26							
福知山市	3	2	2			1	2	2		4				10	1			4	1			14	7	3	24							
舞鶴市	6	2	3			2		1		3	2			9	2		1	1	11		1	17	16	3	36							
夜久野町		1																1	1			1	2		3							
三和町	1	1															1	1				2	2	2	6							
大江町	1		1				2						1	2							1	3	2		5							
宮津市	6	1	3		2	2	1	1		3	1	1	1	13	2		3	2	2		3	1	25	8	1	34						
加悦町	1		1			1							2					1	3	2	1	9	1		10							
岩滝町																		1					1		1							
伊根町		1	1										1				2	5				3	6		9							
野田川町		1																1			1	2	1		4							
峰山町				1		1						1		1	2			2	1			2	4		6							
大宮町				4							1			1	4			1	1		1	3	5		8							
網野町		1																				1			1							
丹後町		1		2	1								1	2				3				1	6	1	8							
弥栄町		1									1		2				3	2				7	1		8							
久美浜町	2	1	3		1	2				1	1	1	1	9	1			5	1	1		13	7	1	21							
地域定めず																					5	5			5							
合計	79	74	39	8	37	8	32	9	6	1	30	8	14	1	10	1	168	36	8	2	12	19	65	19	16	14	6	325	193	62	4	584
	153		47		45		41		7		38		15		11		204		8		14		84		19	16		20	518			

国指定文化財に指定されたため京都府の指定（登録）が解除（取消し）となった件数、重要文化財及び府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により府の登録が取消しとなった件数は含まない。

京都府指定・登録文化財・文化財環境保全地区及び選定保存技術件数一覧

(平成13年3月23日現在)

種別 区分	年度	有形文化財										無形文化財	民俗文化財	無形民俗文化財				記念物				合計	環境 保全 地区 (選定)	選定 技術 保存 (選定)	総 合 計			
		建造物		美術工芸品										風俗習慣	民俗芸能	小計	史跡	名勝	天然物	小計								
		件数	棟(基)	絵画	彫刻	工芸品	書跡典籍	古文書	考古資料	歴史資料	小計																	
指定	57	△1	△5	16	2	4	7	△1	△1	1		△2	15	(認定1)	1	△1	1	3	4	6	3	2	11	△4	40	15	△4	55
	58	△2	△3	22	6	4	4			2	1		17			2	4	6	2	3	1	6	△2	38	9	△2	47	
	59	△1	△3	18	3	3	2			1	△1	1		10	1	1	6	7	2	△1	3	1	△1	△3	31	11	△3	42
	60	△1	△2	11	3	3	2		△1	2	1		△1	11					2	1	2	5	△2	23	4	△2	27	
	61	△1	△15	39		1		1	1				3						2	1	2	5	△1	18	5	△1	23	
	62		3	8	3	3			△1	4	2		△1	12					1	1	1	3	△1	18	4	△1	22	
	63	3	11	3	3	1			3	1			11							1	1	2	16	(認定1)	1	△2	18	
	元	4		9	2	1			△1	2	1	1	△1	(認定1) △1	2	1					1	1	2	16	1		△2	17
	2	1	1	1	1	1	4			5	1		12				3		3		1	1	2	18	2	(認定) △1	△1	22
	3		6	12	3	2	4	2	1				12	(認定4) △2	4								△2	22	(認定) △1	1	△3	23
	4	△1	△4	16	1	1					1		3						1		1	2	△1	9	1	△1	10	
	5		5	13	1	1	1	1			1		5								1		1	11	1		12	
	6		2	9	2	2	1			3		1	9	(認定2)	2				1			1		1	14	1		15
	7		2	6		2	2			2	1	2	9	(認定2)	1									12	1	(認定2)	1	13
	8		3	6	2	2	1			2		2	9											12	2	(認定2)	1	15
	9		3	9	1	1	1	1	2	1	1	1	8	(認定2)	1				1			1	13	1			14	
	10		3	14	2	1	1		1	1	1	2	8								1	1	1	12	1		13	
	11		2	17	2	2		1			1		6								1		1	9	1		10	
	12		3	12	2	△1	1	1		2	1	1	△1	8						1			1	△1	12	1	△1	14
	計	△7	△32		△1		△1	△4	△1		△7	(認定12) △3	11	2	7	13	20	19	17	14	50	△19	62	(認定) △2	6	(認定) △19	412	
登録	57	△2	△7	44	5	△1	2	4		1		△1	12				6	6				△3	43			△3	43	
	58		7	11		2	1					3				4	4				5	5	19				19	
	59	△1	△1	15		2						2					5	5			1	1	△1	19		△1	19	
	60		5	11		2						2		1	1	5	6						14				14	
	61		6	9	1	1	2		2	1	1	8				6	3	9					23				23	
	62		4	10			2		2			4		2	5	1	6						16				16	
	63		1	5												4	1	5					6				6	
	元		2	8		1						1		4	2	3	5						12				12	
	2		2	2	2							2		1		3	3						8				8	
	3		1	1												2	2						3				3	
	4	△1	△1	5					3			3				2	2					△1	9			△1	9	
	5		1	1												2	2						3				3	
	6		2	3												1	1						3				3	
	7		2	3												1	1	2					3				3	
	8		1	1												1	1	2					3				3	
	9		1	4												1	2	3					4				4	
	10		1	2											2		1	1					4				4	
	11		1	1				1				1		2		1	1						5				5	
	12		1	1		△1						△1					1	1				△1	2			△1	2	
	計	△4	△9	137	8	△1	△1	10	9	1	8	1	1	△1	△3	12	21	44	65		6	6	△1	△5	199	△1	△5	199
合計	△7	△4	△32	△9		△2	△1	△4	△1		△8	(認定12) △3	11	△1		△1		△1		△1	△20	△5	(認定) △2	(認定) △19	△22	△5	611	
	164		386	47	48	41	8	42	16	11	213	11	14	28	57	85	19	17	20	55	543	62	6					

- (注) (1) 建造物の棟(基)数は、件数に含めない。
(2) △印は、重要文化財等に指定されたため、京都府の指定が解除となった件数(棟数)で内数である。
(3) ▲印は、重要文化財等又は府指定文化財に指定並びに文化財の焼失により、京都府の登録が取消となった件数(棟数)で内数である。
(4) 無形文化財及び選定保存技術欄の保持(保存)団体の認定数()は、件数に含めない。

京都の文化財（第十九集）

平成十三年十一月発行

発行 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府教育委員会

編集 京都府教育庁指導部

文化財保護課